

## 令和6年第2回五城目町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和6年6月12日（水）午前10時00分開議

### 1 開会（開議）宣告

### 2 議事日程

日程第 1 一般質問（3人）

日程第 2 議案第28号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて

・令和5年度 五城目町一般会計補正予算（第9号）

日程第 3 議案第29号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて

・五城目町町税条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第30号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて

・五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第31号 専決処分（第6号）の承認を求めることについて

・地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例

日程第 6 議案第32号 専決処分（第7号）の承認を求めることについて

・五城目町指定地域密着型サービスの事業の人員、設  
備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改  
正する条例

日程第 7 報告第 1号 令和5年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書に  
ついて

日程第 8 報告第 2号 令和5年度五城目町一般会計事故繰越し繰越計算書に  
ついて

日程第 9 報告第 3号 令和5年度五城目町水道事業会計予算繰越計算書につ  
いて

日程第10 報告第 4号 令和5年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書に  
ついて

日程第11 議案第33号 令和6年度五城目町一般会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第34号 令和6年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)

日程第13 議案第35号 令和6年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)

日程第14 議案第36号 令和6年度五城目町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第15 議案第37号 令和6年度五城目町下水道事業会計補正予算(第1号)

## 令和6年五城目町議会 6月定例会会議録

令和6年6月12日午前10時00分五城目町議会6月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 小玉正範	2番 伊藤信子
3番 中村司	5番 佐沢由佳子
6番 石川重光	7番 松浦真
8番 工藤政彦	9番 荒川滋
10番 椎名志保	11番 斎藤晋
12番 石井光雅	13番 佐々木仁茂
14番 館岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	澤田石清樹
教育長	畠澤政信	総務課長	東海林博文
まちづくり課長	石井忠大	税務課長	鳥井隆
会計管理者	石井政幸	議会事務局長	千田絢子
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課長	猿田弘巳	学校教育課長	工藤晴樹
生涯学習課長	越高博美	住民生活課長	石井一
健康福祉課長	館岡裕美	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田絢子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。



午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

渡邊町長より発言を求められておりますので、これを許します。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） おはようございます。

議員の皆様方にご報告申し上げます。

本定例会の行政報告において、令和5年度一般会計の決算概要についてご報告を申し上げましたが、そのうち6款2項1目0001有害鳥獣対策費の隊員の年報酬について、昨日6月11日に未執行となっていることが発覚いたしました。ご報告した決算概要に影響するものではありませんが、隊員の皆様方におかれましては、例年以上に執務機会も多く、事故犠牲も伴う心身ともに多大な負担を強いられていながら、こうした行為に対しまして信頼を損なう事務処理をしてしまい、誠に申し訳ない気持ちでいっぱいです。今後の対応につきましては、令和6年度予算の予備費から今週中に支払うよう指示しております。

予算執行につきましては、府議などでも呼び掛けてまいりましたが、徹底できず、隊員の皆様はもちろん、町民の皆様方、そしてまた議員の皆様方に多大なるご迷惑をおかけいたしましたことに深くお詫び申し上げます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） これより一般質問を行います。

本日行う一般質問の発言の順序は、議会運営委員長報告のとおり、9番荒川滋議員、10番椎名志保議員、11番斎藤晋議員の順序といたします。

9番荒川滋議員の発言を許します。9番荒川滋議員

○9番（荒川滋君） おはようございます。9番荒川滋です。どうかよろしくお願ひします。

8年前の2016年の6月、非常に緊張しながら初めて一般質問を行って以来、今回で33回目の質問ということになります。何か33回目になつても変わらない緊張でこの場に立っております。

今回9人が質問を行うということで、これまでの私の任期中8年間の推移をちょっと

調べてみました。その結果、今回の9人は最も多く、非常にいい傾向だなというふうに感じています。7人目ということで、昨日の質問で取り上げていただいた項目が何点もございます。重なる点もありますが、私なりの観点で質問を行わさせていただきますので、どうかよろしくお願ひいたします。

現在、町では、相次ぐ新規出店・開業、それから教育の充実、民間団体の活躍、関係人口の増加の取り組み推進など、歓迎すべき事象が起きております。充実してきたのはいいことで、今後さらに進んでいくことを期待するところであります。しかし、歓迎すべきことが起きているが、この町は安全面で難があるんだよな、これでは話になりません。

1番では、安全に住める町でなければ何も始まらない。災害に強い町になるためにということで取り上げさせていただきます。

まず（1）本町は、ここ2年続けて大変な災害に遭ってきております。私は別に予言してたわけではないんですけども、これまで災害の前から河川の整備と維持に関して何度も一般質問で取り上げてきております。河川に溜まった土砂除去を行い、災害復旧も大事だが、元どおりに戻すだけではなく、改良しないと同じことを繰り返し、大変なことになってしまふと言つて続けてただけに、ここ五城目町が被つた被害が残念で情けなくてなりません。

災害は起きましたわけですが、町内を流れる3河川の管理者である県は、ようやく本腰を入れ、対応にあたってくれるようになりました。このたび策定された馬場目川水系水災害対策プロジェクトに基づいて馬場目圏域河川整備計画検討委員会を設立し、今年3月28日に第1回目の委員会を実施したことは、おとといの町長行政報告でも述べられたとおりであります。町は、その場で秋田県知事宛てに要望書を提出しております。その要望書の中の水門の管理に関しましては、昨日、松浦議員が取り上げ、県からの指導を仰ぎ、関係団体と連携を深め、スピード感をもって進めていくという答弁がございました。今日ここでは、水門以外、河川の維持管理についての要望について、内容は皆さん御存じだと思いますが、改めて整理したいと思います。

まず①河道掘削、これは川にたまつた土砂除去も含まれます。皆さん、こう場所を思い浮かべながら聞いてください。

まず大川地区、これは八郎潟調整池から竜馬橋区間、それから石崎から五城目高校近くの西野橋区間、五城目地区ではその西野橋から五城目橋までの区間、それから馬城橋から富津内川との合流地点の間、馬場目地区では門前、そして恋地滝ノ沢地区、富津内

地区では長面から脇村区間、そして赤倉山荘付近、で、内川では谷地田橋の下流部、これらについての河道掘削、そして②番で伐木と伐採では、昭辰橋上流部左岸、これは馬場目川と富津内川の合流地点付近、老健施設の対岸にあたる場所であります。これらについて要望したわけですけども、その要望に対して県の反応はどのようなものであったかお聞きします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 9番荒川議員のご質問にお答えいたします。

秋田県では、要望書の内容に限らず、地区説明会、公聴会でいただいた住民の方々のご意見、ご要望も十分に住民の思いは理解しているとのことであり、河道掘削などの維持管理業務につきましては、できる限り優先的に行うよう配慮したいと伺っております。町といたしましても、協力できる事案につきましては積極的に関わってまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） 私たちを含めたこの町民の関心事は、いつからかかるってくれるのかということだと思います。時期的な答弁が、県からの返事がないということありますか、そのいつ頃やてくれるかということを県に聞くことは、これは難しいですか。あまりせっかちに動くのはうまくないことでしょうか、お聞きします。

○議長（石川交三君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 荒川議員にお答えします。

県に要望出してから、基本的に私も月に1回は県のほうに伺っております。私と建設課長、場合によっては鈴木県議が一緒にこう伺うというようなやり方を取っております。都度、県のほうには、今回要望出しました、町というより検討委員会の6名の今連名でございますけれども、それを盾にしながら何とかお願いしますということを常々お話ししております。県のほうからは、今の昭辰橋のあの辺の今年やろうとしているところについては、順調に進めていきたいというようなお話を伺っておりますし、あと残りについては、基本は秋、稲刈りが終わった後、水が少なくなつてからやるというのが通念ですけれども、それについても、その前にやるということも配慮しないで五城目町のためにやりたいというようなお話は確認しているところでございます。あくまで担当からのお話でございますけれども、都度行くとそういうお話を受けておりまして、一つの今回の要望に関しては、こういうふうな形で手応えがあるなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　県からの反応は手応えを感じているということで期待したいと思います。

建設課長、すいません、去年、あの2万m<sup>3</sup>の土砂を五城目高校隣の敷地に置いたわけですけども、今後出るであろうその残土というか、その置き場、この確保はできていますか。

○議長（石川交三君）　猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君）　9番荒川議員にお答えいたします。

残土捨て場の件ですが、現在、農林振興課が消防署向かい、国道285号沿線に捨てました場所をまずは一つの場所として特定しております。また、馬場目川左岸、これは中川原樋口地区になりますが、そちらの農地の関係者からも、ある一定の量の残土を入れてもらいたいというお話をいただいております。そちらのほうも県のほうには伝達してありますので、県のほうでは、幾らでもその運搬距離の短い中で掘削土量を上げるように配慮したいと。ただ、架設面で手が加わるようであれば、どうしてもやっぱり消防署向かいの捨て土になるのかなと感じております。

以上です。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　ありがとうございます。

（2）今申しました県の河川整備計画では、45億円の巨費を投じて近年の洪水で家屋浸水している区間の、そこで大がかりな河川整備を行うものであります。完成までには長い期間を要するわけで、県の対応を聞いた昨日の小玉議員への答弁で、県は、その富津内地区、内川地区、馬場目地区での整備が完了するまでの間ですね、間のその対応をどうしていくのかという小玉議員への答弁で、県は維持管理を継続していくというふうに話されたという答弁がありました。今日私が聞くのは、県工事のめどがつくまでの間、安全確保のため、町の役割はどういうものがあるかということであります。いかがでしょうか。

○議長（石川交三君）　渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君）　お答えいたします。

河川整備計画の策定につきましては、検討委員会の開催、地域住民に対する情報提供

など、町と県が連携しながら進めてきているところでございます。8月に国からの許認可が得られ、早期に着工できるよう、引き続き県及び関係機関との連携を密にしながら進めてまいります。

本整備計画は、馬場目川においては事業完了予定年度が令和15年となっており、事業期間が長期に及ぶ計画となっております。計画の着実な推進はもちろんのこと、地域住民の安全確保のために河川整備計画の対象外の箇所も含め、河川維持改修について現地の状況把握に努めるとともに、早期改善がなされるよう随時要望してまいります。

このほか、地域住民の避難行動についての対応も重要になってくるものと考えております。災害に強いまちづくりを進めていくためには、行政が行う公助のほか、自助、共助による取り組みが不可欠とされております。ハザードマップの周知や継続的な防災訓練の実施、自主防災組織の育成支援のほか、今年度は地域におけるタイムライン作成、避難行動要支援者の個別避難計画の策定、地域における防災士の育成支援などの取り組みを進めることとしておりまして、誰一人逃げ遅れを生まない、そのために町内会や自主防災組織、関係機関や団体の皆様方のご協力を得ながら、町が一丸となった災害に強いまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　（3）です。これも町長行政報告でも述べられましたが、県では4月から5月にかけて町内5か所で説明会を、そしてまとめとして5月23日に、この役場庁舎で公聴会を開催しました。公聴会では、本町部の河川の今後についての発言が非常に多かったです。昨日の一般質問を見ても、町に住む方々の関心が高いことがうかがえます。

このような現状を踏まえて、これまで県による説明会が実施されていない地区を対象に、河川整備の経過と今後の予定を伝える説明会が必要ではないかと私も思います。併せて町が行う排水対策である下水道施設雨水幹線の整備についても、現状と予想される効果を伝えることも必要と考えますが、町の考えはいかがでしょうかということありますが、このことに関しては昨日の小玉議員と佐沢議員が取り上げて、で、年内にその雨水幹線の方向性が示される予定であるので、その後なるべく早期に説明会を開催したいと答弁がありましたが、改めて伺います。

○議長（石川交三君）　渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君）お答えいたします。

秋田県に確認いたしましたところ、河川整備計画策定にあたっては、整備計画区間に該当する地区説明会は行ったが、現時点では、ほかの地域での説明会は開催する予定はないとのことでありました。しかしながら、町といたしましては、河川維持管理における工事や業務の発注予定の情報提供をいただき、できるだけ住民周知が図られるよう問い合わせてまいります。

また、内水浸水対策検討業務につきましては、5月27日付けで業務委託契約を締結したところでございます。先ほども議員がおっしゃいましたが、また繰り返しになりますが、年内には対策の方針の素案が定まる予定でありますので、町民の皆様方には周知してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君）荒川議員

○9番（荒川滋君）町民は非常に情報に飢えている状況です。現状の情報を伝えることが必要であり、対象の方々に寄り添う姿勢が町に今求められております。昨日から何人ものごこの説明会について取り上げております。私たち議員は町に住む方々の声の代弁者であり、説明会を開催すべきという我らの言葉は、町民の声です。説明会は予定どおり内水浸水対策の方向性が定まった後ということですので、そうであれば現状を、このように今進めようとしていますというふうな現状を町の広報紙で伝えてもらいたいんですけれども、それぐらいは可能じゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（石川交三君）猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君）9番荒川議員にお答えいたします。

ご提言のありました内容ですが、例えばタイムスケジュールなどをこの後周知を図つてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（石川交三君）荒川議員

○9番（荒川滋君）ぜひ町民に寄り添う町政であってもらいたいと思います。

（4）番、朝市通りが人で埋め尽くされる大盛況となった市神祭が行われた6月2日、昼12時半頃から大変な、あのような雨に見舞われ、私たち商店会の後片付け班は全身ずぶ濡れになってしまいました。その時の1時間雨量は昨日もお話をありがとうございましたが、31.5mmで、五城目町6月の観測史上最大の量となったことは昨日も話にありました。強い

雨が降ったのはわずか1時間ほどでしたが、町内を流れる用水路の水位が上がり、沿線の住民は再び不安に駆られておりました。で、役場に連絡するも、あの日は日曜日であったために連絡がつかず、ということがありました。このような役場閉庁時の問い合わせ先を明確にする必要があると思います。それが1点。

また、七倉地区など浸水の常襲地域の住家浸水を防ぐため、用水路のコンクリート擁壁のかさ上げが必要と考えます。農業用水路と洪水の関わりについては、これまで私以外にも一般質問で取り上げられておりました。町ではそのたびに、関係団体との協議を進めるなどと言ってきましたが、はっきり言って状況は全く変わっていません。その結果、同じ地域の同じ世帯が被害に遭い続けております。私には、議員の発言、いわゆる町に住む方々の切なる願いを町は巧みにかわしてきているように感じます。県がこのたび行う河川の対策は、まずは住家を浸水被害から守るということが大前提となっております。町には、この住家を守る考え、気持ちはあるのか伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

役場閉庁時の防災に関する相談受け入れ先につきましては、基本的には防災担当である住民生活課に連絡いただきますと、警備会社を経由し、担当者へ連絡が入る、そういう体制となっております。しかし、警備会社に電話がつながりにくい場合などは、消防署でも相談受け入れが可能でございます。

また、浸水常襲地域の用水路とは、大雨により冠水が発生する国道285号、通称山手線を横断している用水路のことだと推察されます。当該区域につきましては、道路冠水の解消に向けて県による国道285号の冠水対策事業を実施しております。ご指摘の用水路につきましては、降雨時には森山からの雨水の流入もあることから、下水道事業による内水浸水対策で実施可能な対応と併せて、県や関係機関と連携し、総合的に対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） 今申した七倉地区の国道285号線沿いですけども、あの通りは真っ先に道路通行止めが行われる非常に低い場所であります。そこにお住まいの方々は、道路からの水のほかに家の後ろを流れる農業用水路からの越水、そのダブルパンチで被害を受けているということあります。町でももちろんそのことは把握していると思いま

すが、その問題が解決するよう、これからどうか努めていってもらいたいと思います。

(5) 番、中村議員が昨日、情報伝達について工夫が必要だという質問をされております。町からの緊急情報の伝達方法は多重化が図られておりますが、公式LINEも開設し、更なる充実を図るべきだと以前提案しましたが、その後どうなっているでしょうか、お聞きします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町公式LINEの開設につきましては、令和6年3月議会の一般質問において荒川議員よりご提案をいただき、本年5月に秋田県が公式アカウントを開設することから、その導入事例にも注視しながら検討すると答弁させていただいております。5月20日から秋田県庁LINE公式アカウントが公開されております。登録者ご自身が配信を希望する情報や、地域を選択できる避難情報や河川の水位情報などの防災情報がリアルタイムで配信されることとなっております。五城目町を地域指定していただくことで、内川川、富津内川、馬場目川の河川水位、町からの避難情報、避難所の開設情報など、希望する情報を選択して受信することができますので、県と連携しながら、皆様方にご登録、ご活用いただけますよう周知してまいります。

町では現在既にフェイスブック、Xなどの、またSNSを活用して情報発信を行っておりますが、LINE導入につきましても引き続き調査をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） 私はこの試しに、男鹿市と潟上市、大潟村の公式LINEに登録しています。連日、実に様々な情報が届きます。おととい、本町でクマの出没が発覚しまして、そのことに関しては町から私にメールでその情報は届いております。しかし、最も告知が届きやすいとされるLINEの開設を改めてお願いしておきます。よろしくお願いします。

続いて大きな2番、これも昨日中村議員が取り上げましたが、消防本部の広域化に対する本町の考え方について改めて伺います。

我が町の消防職員の皆さんには、限られた人数ながら普段から懸命に勤めてくださっております、その活動と情報発信は全国的に見ても評価されております。このことに対し、まずは心から敬意を表します。

国は今年3月に市町村の消防広域化に関する基本方針を一部改正し、2029年4月を期限として広域化を進める方針を発表しております。それを受けた県では、2020年度から本年度までであった計画を再度策定し、将来的には県内を一つの消防本部に集約することを目指して、今年度中に広域化の推進計画を策定することとしております。この県の計画には、男鹿、湖東の両地区消防本部統合についても盛り込まれていることは昨日中村議員が申しましたし、皆さんも報道等でご存じのことだと思います。

五城目を含む男鹿潟上南秋地区については、2008年、16年前に、この男鹿、湖東、五城目、3消防本部で統合の協議をするも負担金などの割合の折り合いがつかず、2013年に凍結してしまったという経緯があります。その2年後、本町では真新しい消防本部庁舎が完成しております。2018年3月の定例会の一般質問で私から統合を進めるべきだという提言をさせていただき、町からは、協議の凍結により広域化協議再開の条件が整っていないため、それまでは単独で進むことになるという答弁がありました。その時、私のほうから、東北地方には71の消防本部があり、その中で一つの町で本部を維持しているのは唯一五城目だけだと、そして圧倒的に規模が小さい消防本部であるということを述べさせていただきました。ちなみに、東北71本部の中で本町の次に規模が小さいのは、青森県の鰺ヶ沢町と深浦町を管轄する鰺ヶ沢地区消防本部で、対象人口は1万5,000人弱ということになっております。

そもそも、なぜ国が音頭をとって広域化を進めるのかといいますと、将来的に人口が減少する中においても、高齢化の進展、災害の激甚化、多様化に備えられる体制の維持、これが理由の大きな一つであり、現実としてこれから先のことを考えると、避けては通れない道であります。消防本部の統合は、規模の小さい本部ほどメリットが多いとされています。本町の場合、これまで越えられなかつた壁があるわけでありますけども、広域化に向けて、その現状はどうなっているか伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

ご質問にありましたとおり、国は市町村の消防の広域化に関する基本指針を一部改正しておりますが、県はこれを受けて、各消防本部の基礎調査を行った上で、秋田県消防広域化推進計画を令和7年4月の施行に向け、再策定中でございます。国の基本指針では、全県一区での広域化が理想的なあり方の一つとされておりまして、また、県でも全県一区での広域化を含め、検討を進めるとされております。男鹿地区、湖東地区の

両消防本部につきましては、関係する5市町村において消防広域化準備事務局の設置に至っておりますが、当町におきましては、県の推進計画に合わせ、広域化の必要性を検討していく必要があると認識しております。

消防の広域化につきましては、必要に応じて町民の皆様方のご理解を得ながら取り組んでまいりますが、町単独消防である現在におきましても、他の消防本部との連携、協力を図り、消防力の維持向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　単独でも消防力の向上に努めていくとは言うものの、時代の流れであるので、今後大きな転換期を迎えることになると思います。それまで肃々と準備を進めていただきたいと思います。

続いて大きな3番、安心して子育てができる環境づくりについてであります。

（1）遊具につきましては、昨日松浦議員が取り上げましたが、私からも伺います。

屋内温水プール近くの雀館運動公園内の木製複合遊具は、腐食によって事故の恐れがあるため撤去されたことが、町のホームページと広報に掲載されております。あそこの遊具は町内では数少ない複合遊具であり、町の宝である子どもたちの大切な遊び場の一つがありました。撤去に至った経緯と今後の考えを伺います。

○議長（石川交三君）　渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君）　お答えいたします。

雀館運動公園に設置されていた複合遊具は、平成9年に都市公園事業により整備したもので、設置から26年経過しております。令和4年度までは点検結果により一部使用可能な状態にしておりましたが、C及びD判定の部分が大きくなっている状況であり、国の基準ではC及びD判定は使用禁止としているため、昨年6月から全面的に使用禁止にしておりました。経年劣化が進み、部分的に修理を行ってきたものの、木製ということで支柱の交換など構造的な修理が必要な状況でありまして、応急的な修繕としても多額、560万円ほどですが、の費用が見込まれ、仮に修繕したとしても、さらに二、三年後にはまた修繕が必要になることが想定される状況でありました。遊具が木製であるため、今後修繕を重ねていく中においても腐食による事故を完全に防ぐことは難しいものと考え、総合的に判断し撤去に至った次第でございます。

また、同規模の遊具などを新設するかどうか、また、どこに設置するかなどにつきま

しては、今後、町民の皆様方の声を反映させながら進めていくべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　町民の声を参考にしながら、この後協議をして進めて、まあ考えていくという答弁がありました。

一つ伺います。この雀館運動公園周辺を子どもがゆっくりと安全に時間を過ごすことができる居場所にすべきだという提言をしてきたのは、私だけではありません。本町で魅力的な場所がないから、井川町や鴻上市、三種町など近隣に子どもと出掛けるという残念な現状に基づいての発言をしてきたつもりです。

ここに総合発展計画の概要版があるんですけども、この中の子どもたちの郷土愛の育みにもつながると思うんですけども、この町に遊び場があるということは。どうでしょうか。今まで提言してきた雀館運動公園内を子どもの居場所づくりとして活用する可能性はあるのかどうか。今町長がおっしゃったとおり、町民の声を聞きながらということになると思いますが、その可能性があるのかどうかお聞きします。

○議長（石川交三君）　澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君）　荒川議員にお答えします。

今回、子ども計画をつくる中で、いろいろなアンケートも取りながら、アンケート結果も踏まえながら対応していきたいということでございました。いろいろなお声を聞きながら対応していくのが必要と考えております。雀館公園は町の核となる公園ではあるものの、各地区にあってもそれぞれの公園がございます。それらを総合的に行政も判断していくますし、いろいろなお声を聞くと。

荒川議員のこれまでの考え方を今確認することができました。今ここで雀館公園がどうのこうのという話はできませんけれども、一つの大きな選択肢としては捉えることができると考えておりますので、今後、何回も繰り返しますけれども、ご意見を聞きながら、よりよい対応を考えていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　続いて（2）、4月5日、五城目小学校と五城目第一中学校の入学式が行われ、私たち議員も久しぶりに参加させていただき、子どもたちの姿を拝見することができ、非常によかったですというふうに思っております。同じ日の午前、もりやま

こども園の入園式も行われ、数は少ないですけども、学校の入学式と重なってしまった世帯がありました。その辺、日程を決める際、配慮が必要だったのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

毎年、小学校と中学校の入学式は午前と午後に分かれて実施しております。今後、関係部署と情報共有し、こども園と小・中学校の行事が重ならないよう配慮してまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） 続いて（3）番、本年4月からこども家庭センター設置努力が義務化され、秋田県内でも「こども子育て課」や「子育て健康課」など設置する自治体が出ております。子育て支援、少子化対策を重要施策として掲げる本町においては、専門職員配置と機構改革など対応を進めたいということありますけども、その計画を改めて伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

こども家庭庁関連のこども施策につきましては、複数の課をまたがる事業を展開しなければならないことから、専門職員の配置や機構改革の実施に向けた検討を進め、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） どうかよろしくお願ひします。

続いて（4）番、子育て政策・施策の先進地、例えば森林間伐材の有効活用や100年の森構想、移住、起業、特色ある子育て支援によって都市部からの移住者が増加し、奇跡の村として知られる岡山県にある人口1,300人の西粟倉村や、地方創生の聖地と呼ばれる人口4,300人、徳島県の神山町、また、君の椅子プロジェクトの北海道東川町、これは人口8,500人、こういうところの参考になる取り組みで結果に結びついている例を紹介し、本町ではそのような先進例を参考にしながら協議するという答弁をこれまでにいただいております。で、その後進展はあったのかということを伺います。

この若者世代、子育て世代の支援を具体的に進め、子育てるなら五城目町、これを実現しなければ町の将来はないと思います。町の考えを伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

先の3月定例会におきまして荒川議員にお答えいたしましたとおり、子育て世代の住まいに関する具体的な取り組みにつきましては、検討には至っておりません。また、昨年度以降、町では学校給食費や保育料の無償化を実施し、少子化対策の取り組みを進めているところであります。今年度は第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画の最終年度となっていることから、5年間の事業効果を検証した上で、来年度以降の新たな戦略を立案し、少子化対策に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） 経済面での支援はもちろん、住まいの確保、それから郷土愛を育む施策など、これはもう思い切った対策で、ぜひ子育てるなら五城目町で、これを実現するよう努めていただきたいと思います。

大きな4番、幸福度が増し希望と誇りが持てる町であるためについてであります。

（1）番、町長は町の宝は何だと考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町の土台となるべく先人が積み重ねてきた歴史、そして文化と、町に関係する全ての人が町の宝であると考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） もう少し具体的に来るかと思ったんですけども、非常にこう全てを網羅するような答弁がありました。

ここでちょっとこう久しぶりに森山の話をさせていただきたいんですけども、以前、新聞などで載った子どもたちのアンケートの結果で、皆さんはこの五城目町で好きな場所、大切な場所はどこですかという答えて、そのトップの常連であったのは森山であります。故郷を離れた人たちにとっても大切な山であり、今日もですけども、毎日のように登山者が訪れ、健康増進だけでなく交流の場にもつながっている森山であります。

その森山ですけども、今、町長が申した歴史と文化と人にはそれも含まれているんだと思いますけども、この間、もう何十年ぶりに奈曾の白滝、にかほ市象潟のほうにお邪魔してきました。皆さん行ったことがあると思いますけども、神社の境内から滝つぼのほうに下りていく階段があります。で、あそこの階段の途中何か所かにこのような看板が立っていました。「落石が起きたことがあります。ご注意願います。」というものであります。今、私たちの森山にも似たような看板が立っているんですけども、その内容は「落石の危険があるため通行できません。」と、ずばっと言われています。その奈曾の白滝の「ご注意願います。」というのとは随分こう印象が違うなというふうに思っています。危険性があれば遊具は撤去、登山道は閉鎖、そうではなくて、もう一ひねりほしいということをこの問い合わせ聞きたいところがありました。

最近、私、この森山のことについて取り上げていないのですけども、自分の中では現在休戦中で、今は災害から立ち直ることが最優先で、私の中ではその優先度が少し下がっているからであります。落ち着いたらまた復活して続けます。

（2）番、その町の宝をまちづくりと活性化に結び付けられているかという質問であります。お願ひします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

関係人口、交流人口の創出により、最近では教育留学をはじめ学習旅行などにより、当町への関心も高まってきているところであります。また、行政報告でも申し上げましたが、教育視察の受け入れもあるほか、地域活性化支援センターへの研修視察、新たな事業の創出も増加しておりまして、町を中心とした人々の交流が活性化しているところであります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） 続いて（3）番、野鳥の森として親しまれている環境と文化のむらは、全国に4か所しかありません。本町においては、豊かな自然と歴史、鳥類をはじめとした生き物に接し、キャンプもできる貴重な場所であります。私は町の宝の一つであると思います。設置者である県と連携し、有効活用で観光振興につなげるべきであると考えます。併せて、町が管理している文化の館の方についての再考が必要なのではないかということと併せて町の考えを伺います。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畠澤政信君） 9番荒川議員のご質問にお答えします。

環境と文化のむらにつきましては、関係団体として運営協議会に参加し、連携を図っております。今後も利用者促進につながるような意見交換や情報発信のためのパンフレット配布に協力をするなど、連携を強化してまいります。

文化の館につきましては、3月から9月末日まで、館ノ下遺跡で発掘された出土品の一部を展示しております。広報やホームページで周知はしておりますが、入館者の増加につながっていないのが現状であります。今後、併設している環境と文化のむらとの連携を図り、双方で利用者増加につながるよう、事業紹介やポスター掲示など情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） その文化の館について、これなかなか私もこう頻繁に足を運ぶというわけではないんですけども、今、教育長のほうからポスター掲示など告知をして利用者が増えるようにしていくということでありましたけども、本当こう、何かこうもう一ひねり工夫して町民も足を運ぶ施設にしたほうがいいと思いますので、どうかその辺考えてみてもらえばいいなというふうに思います。

（4）番、公共施設の適正な維持管理を進めるため、平成29年2月に策定した公共施設等総合管理計画についての現状と今後の見通しを伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

公共施設につきましては、人口が急増した昭和の時代に多く施設が建設されまして、現在その老朽化が問題になっております。また、人口減少や少子高齢化社会の進展に伴い、財源が限られている中での適切な維持管理が課題となっていました。こうした状況の中で、公共施設等の利活用の促進や統廃合、長寿命化などの施策を計画的に行うために、平成29年2月に公共施設等総合管理計画を策定し、その後、平成31年4月と令和4年6月に計画の更新を行っております。

現在は、施設の大規模改修や存廃などの議論の際に、計画中の個別の施策の基本方針に基づいて対処しておりますが、今後増加する大規模改修、解体費用の年度間の平準化を図るためにも、公共施設等総合管理計画の方針に基づいた年次計画を策定することが

課題となっております。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　この計画では、町内に多数存在するその公共施設の床面積を減らしていくという目的、目標もあり、改修で済む施設、あとは廃止せざるを得ない施設など出てくると思います。この後、そこを町に住む方々の意見を酌みながら、いい方向に導いてくださるようお願いします。

続いて（5）番、空き店舗対策について取り上げます。

冒頭、新規出店が続いているのは歓迎すべきことだと発言しましたが、全体的に見ると町の中心部では空き店舗の増加に歯止めがかからず、年々賑わいが失われている状況であります。今月末で長い歴史に幕を下ろす店舗がございます。この店舗建物について、閉店後の所有者の意向は確認しているかということが一つ。

それから、これまで提言を続けておりましたけども、中心市街地のシャッター街の解消に向け、空き店舗活用のニーズの掘り起こしと空き店舗所有者とのマッチング、情報発信をする「空き店舗バンク」を設置すべきと改めて提言します。このままでは町の顔である「まちなか」が完全に消滅してしまいます。

2点まとめて伺います。

○議長（石川交三君）　渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君）　お答えいたします。

ご質問にありました6月末をもって閉店する店舗につきましては、職員が訪問し、口頭ではございますが、店舗の賃貸または売却のご意向があることを確認しております。

また、昨日の5番佐沢議員への答弁と重複いたしますが、町では空き店舗につきまして、ウェブページ「五城目移住宣言」により情報発信を行い、貸し手と借り手のマッチングに努めているところでありますが、現時点ではあくまでも店舗兼住宅に限った空き家としての情報のみとなっております。一方、近年、独自に空き店舗を見つけて開業する方も複数見られ、空き店舗や空きスペースへのニーズは大いにあるものと認識しております。引き続き、商店街再生に向け、事業所改修事業、起業支援事業などの施策を推進するとともに、空き店舗や空きスペースの情報について、その取りかかりとして、まずは朝市への出店者が減少している朝市通りにおいて、空き店舗及び空きスペース所有者の売却や賃貸への意向調査により情報収集に努め、相談窓口の体制を整えるとともに、

不動産事業者とも連携してニーズ等のマッチングに繋げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　朝市通りで最近新たに開業したその店舗、物件を見ますと、一棟丸々空いていた建物であります。ところがシャッター閉まってる店の多くは、道路沿いが店舗、奥が住居になっており、そのためにその所有者の方々は店舗部分だけを貸すというところに非常に大きな壁を持っているということが、私こう今まで聞いてきて分かっております。ぜひその壁を越えられるよう、これから進めてもらいたいと思います。

ここ何年かの間に新規出店をした複数の方々が言っていました。出店するなら五城目町で、という声があります。また、ものづくりの業種の方は、端から見ると五城目にはまだ職人の町というのが残っていて、挑戦するならこの町でと思っていたと。私たちにとっては非常にうれしい言葉を聞くことができました。これらの言葉が生きているうち、ラストチャンスと捉え、空き店舗対策を進めてくださるようお願いいたします。

最後の項目です。運転手の人員不足により路線バスの減便が続いており、高齢者を中心不便を強いられている方がおります。秋田市方向に向かう人の場合、電車の利用もあるんじゃないのというふうに思ったんですけども、駅のホームの階段の上り下りが困難だったり、八郎潟駅でのバスの連絡が合わなかつたりするため、やっぱりバスを利用するということだそうです。

そこでお聞きします。

路線バスのダイヤ改正にあたり、バス運行会社と事前協議はしているのかということあります。この路線バスのダイヤでありますけども、五城目線ということは五城目と秋田駅を結ぶ路線、これが今、平日は朝6時半、五城目出発、次の便、午後2時半、次、午後4時25分、最後が夕方の5時10分、4本走っているうち朝6時半の次は8時間後までないという状況があります。

点の2つ目、民間企業の経営に関わることではありますが、町として今後どうこのダイヤ改正などに関わっていくのか。

2点まとめて伺います。

○議長（石川交三君）　渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君）　お答えいたします。

路線バスなどの減便につきましては、ダイヤ改正前に事業所の現状や減便の理由につ

いてバス運行会社より説明いただいておりました。今後も路線維持のために補助金などによる支援を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　例えば、朝6時半の次は午後2時半までバスがないということあります。2時半の次は4時25分、で、夕方5時10分とある。こうまあバス運行会社の都合、まあその状況によるので難しいとは思いますけども、午後3便重なってるうち1便を午前中に持ってくることはできないのかなというふうに、外部から見てて私はそう思っていたところであります。

路線バスのダイヤは事業者によるものなのは十分理解しておりますが、先ほど言ったように困っている町民がございます。で、通勤できなくなつたので職場を辞めた人もおります。なので、町は事前に関わって協議したのかということを聞いたところであります。運行事業者には、このような声があることを伝え、何か手はないかと話し合ってみてください。

昨日の松浦議員への答弁で、タクシーやバス事業者と連携し、協議を進めるというふうな話がされました。ぜひ進めていただきまして、ここに住む方に寄り添っているのを実感できる、何かいい町だよなというふうに思えるようお願いして、私の一般質問を終わりります。

○議長（石川交三君）　9番荒川滋議員の一般質問は終了いたしました。

10番椎名志保議員の発言を許します。10番椎名志保議員

○10番（椎名志保君）　10番椎名志保です。

先の改選で再び議会の場に送り出していただき、この場に立てますことに感謝の気持ちでいっぱいです。私は当局と対峙するというよりも、一緒にまちづくりに参画するつもりで、このたびも質問に立たせていただいております。女性議員が3人になりました。また、今年も当局席に女性の姿があることをとてもうれしく思っております。女性が、男性がというのは好きではありませんが、自分たちの暮らしのことを決めるこの場に、議員席、当局席のどちらにも女性が圧倒的に少ないことは、明らかな偏りにほかなりません。私たち女性が、私たちも女性が出てきやすい議会であるよう力を尽くしますが、役場としても女性の管理職登用を積極的に行っていただきたいものと願っております。

それでは、通告に従い、このたびは4つの項目について伺ってまいります。

大きな1番です。厳しい財政状況、どう町政を運営していくのかということでお伺いをいたします。

昨年、一昨年と二度にわたる大災害に見舞われ、その復旧や今後の対策に国や県のお力を借り、町挙げて取り組んでいるところですが、財政状況は逼迫しております。3月定例会では基金の統廃合も行われ、今後の不測の事態に備えることとなりました。一時はどうなることやらと案じましたが、さきの全員協議会において見通しが示され、少し胸をなで下ろしたところがありました。ですが、依然町の財政が厳しい状況にあることに違いなく、3月定例会の施政説明で町長は、令和6年度当初予算編成について、災害対応により財政状況が厳しいことを念頭に置きつつ、物価高騰や子育て支援等の社会情勢を配慮しながらも、重要度や必要性等の観点からいま一度事業精査を行い、全職員が厳しい財政状況に置かれているという認識のもとに、引き続き「スクラップ・アンド・ビルト」を基本に、限られた財源の効率的な配分と歳出の更なる効率化を図り、持続可能な行財政運営に資することを基本的な方針としていると述べられました。

伺います。「スクラップ・アンド・ビルト」のスクラップの部分を町は具体的にどの部分と考え、この厳しい状況下を乗り切ろうとしているのかを伺います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 10番椎名議員のご質問にお答えいたします。

当初予算編成につきましては、編成前に各課室より作成する事務事業の検証において事業の方向性を決め、必要な予算を要望する仕組みを取っておりまして、これに加え、私の町政運営の考え方や方向性をもって判断させていただいております。

令和6年度当初予算におきまして、ご質問のスクラップ・アンド・ビルトのスクラップの部分を申し上げますと、まちづくり課の出会い結婚に関する若者交流イベント、起業希望者旅費等支援補助金、住民生活課の空家利活用推進イベント補助金、空家家財道具処分費補助金、健康福祉課の敬老式のバス送迎などにつきましては、実績などを勘案し、今年度より廃止をしております。また、健康福祉課の子育て支援クーポン券の配布につきましては、使途を広げるという意味で誕生祝い金の増額に対応することといたしまして、新規分の配布については終了しております。

今後におきましても、限られた財源の中で、社会情勢や住民ニーズに鑑み、事業の見直しを行うことにより効率的な行財政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） スクラップ・アンド・ビルド、令和4年、5年、そして今年度と3年にわたり当初予算編成の方針として示されておりました。ビルドの部分は、その年の新規事業等で理解できておりましたが、スクラップの部分がこの答弁でようやく分かりました。でも内容を聞いてみると、出会いを目的とした若者の交流のようなものは必要でないか thought たり、空き家のその家財の処理にも補助があれば助かるのかなと、まあそういうことも思ったわけですが、そういったこともたぶん町としては身を切るつもりでスクラップにしたのかなということが察せられました。

昨日の工藤政彦議員の一般質問で、広域農道の県道昇格により除雪費や補修などの維持管理にかかる経費が回避できることを知り、それも大事な財政の視点だと気づかされました。しかし同時に、現在盛んに工事が行われている富津内バイパスが数年先に完成了折には、バイパスが国道となり、現在の国道が町道に格下げされると、さらにその維持管理が町の負担となることも知りました。改めて全職員が厳しい財政状況に置かれていることの認識を共にし、町の財政を我が懐と捉え、経常的な支出であっても本当に必要かを問い合わせ、予算執行にあたっていただきたいものと思っております。かけるところはかける、締めるところは締める、まさに家計と同じではないでしょうか。

（2）番です。これまで指摘がございましたが、例えば敬老福祉の集いや戦没者追悼式、産業文化祭など、長い間ずっと同じく踏襲されてきた行事や事業を、財政面の効率化だけでなく、この機会に時代に合った開催の仕方へ見直しを行うといった考えはないのかを伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、当初予算編成前に各課室に作成してもらう事務事業の検証をもとに意見などを聴取し、住民ニーズや町の財政事情を考慮し、予算に反映しております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） 例えば戦没者追悼式は、もっと未来の子どもたちがその平和への願いを感じるような、そういう開催の仕方をしたらどうかとか、産業文化祭も、出品する方が高齢化し、出品物が減少している中、そういう持ち方は必要なのかとか、私も

こう参加して感じるところがありました。内容について担当課でもう少し考慮していただき、意味のある、これからにつながる開催の仕方に改善していただきたいと願っております。

実は、3月定例会での教育民生常任委員会審査において、6年度当初予算に上げられていた小学校校歌碑の移設、跡地記念碑の建立費用について必要かとの厳しい意見が出されておりました。今年は五城目小学校創立150周年で、それを記念した事業とも捉え、可決すべきものとしたわけですが、財政が安定した数年後に行うことでもよかつたのではないかと改めて考えを巡らし、そういう視点を持つことも大事ではないかなと思われました。このことについては、委員会審査の中で、これまで代々の学校校舎が新築移転を行うたびに跡地記念碑を建立したものと当局より説明がございましたが、有益な予算の使われ方として、例えばその予算を育英資金の無返還型に向け積み立てるなど、今後そういう考え方も必要ではないかとの指摘がなされたこともお伝えいたします。

(3) 番です。厳しい財政状況の中、独自政策を打ち出す財源として、3月定例会では数々の子育て支援策で人口が増加傾向にある北海道東川町を例に挙げ、企業版ふるさと納税に取り組むことを提言いたしました。町長からは、「昨年導入予定であったが、7月の大震災で作業が中断している。事務手続等を確認しながら制度の導入を進めていく。」との答弁をいただいております。企業版ふるさと納税の取り組みは、現在どのようにになっているのか。また、考えている活用事業をお伺いします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

先の3月定例会におきまして、椎名議員よりご提案いただきました企業版ふるさと納税につきましては、昨年の大雨災害から手続を中断しておりましたが、6月下旬に行われる国の計画認定に向けて申請書を提出したところであります。

本計画におきましては、寄附金額の目安を1,200万円として仕事づくりや町外からの移住促進、婚姻数や出生数の改善に向けて取り組むほか、地域コミュニティ活動や日常生活における地域公共交通の維持にも取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） ありがとうございます。ただいま活用事例を挙げていただきました。私は、昨年度の出生数14人、一昨年は17人です。この状況を憂いて、企業版

ふるさと納税を財源にし、様々な子育て支援策で人口増に転じた北海道東川町を例に挙げ、取り組みを提言いたしました。その活用は総合戦略にうたわれている事業が該当になると伺っておりますが、町として更なる少子化対策と考える新たな独自政策を計画に盛り込み、その財源に企業版ふるさと納税を充てるというお考えがないのかを伺います。

○議長（石川交三君） 石井まちづくり課長

○まちづくり課長（石井忠大君） 椎名議員の質問にお答えします。

まず企業版ふるさと納税についてですが、こちらについては総合戦略で位置づけられるものであります。また、地域再生計画を国に認可してもらうという必要があります。先ほど答弁でもありましたが、現在、そちらについては認可申請を提出しているところであります。

ただ、今回提出した計画については、現在の令和2年から令和6年までの時限立法であります総合戦略において出されたものでありますので、現行の総合戦略において活用されるものとなります。よって、椎名議員の提言どおりにはいかないものとなります。第3次以降、来年度以降の総合戦略において取り組めるように努めてまいります。

以上であります。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） 第3次、来年度以降に取り組んでくださるかもという希望的な答弁をいただきました。町の喫緊の課題は子どもが生まれないということです。若い世代が町にいないこともあります。若い世代にとっては、子育てや教育にお金がかかるとの理由で子どもをもたない選択をしたり、もう一人を諦めることも多いと聞きます。昨日の松浦議員の質問に対し、こども基本計画策定のためのアンケート調査に経済的負担軽減を求める声が50%あったとの答弁がございました。経済的な支援がもっともっと必要です。企業版ふるさと納税をいかなる形ででも財源にし、例えば教育の何らかの基金を創設していただき、積み立てことで、無返還の奨学金制度を構築する。そして、その枠をいすれは全ての町の子どもに拡充する。大学、専門学校進学の際の入学金はじめ学費など、初年度納付金を貯えるだけの額を支援する。そういう試みを提案します。また、この後、こども基本計画策定のためのワークショップが予定されると伺っております。子育て世代が何を必要としているのかを聞く機会にぜひともしていただきたいと考えます。よろしくお願ひをいたします。

それでは、大きな2番です。積極的なキャリア人材の採用をということで伺います。

町の職員数については、昨日の中村議員の質問と重複するところもありますが、通告のまま質問させていただきます。

五城目町職員定員適正化計画の中で採用などが進められているわけですが、年齢ごとの職員数を見てみると、ゼロから8人とばらつきがあり、職員がいない年齢のところもあります。また、ここ数年、目標値を下回っております。昨年度末には中途退職者が數名あつたりで、今年度の職員数は昨年度より4名減でスタート。戦力不足であつたり、業務に支障を来しているのではと気がかりな部署も見受けられます。

これまで、例えば防災に通じた人材や必要な技術職、民間経験者など、それまでのキャリアを発揮していただけるよう年齢にも幅を持たせた社会人採用を行うべきと提言させていただいております。職員定員適正化計画の中でも、将来を見据えた長期的な視点から、「これからのお城目町を担う人材を計画的に確保することを踏まえ、経験者採用を含め、年度ごとの新規採用者数の平準化に努める。」とあり、また、専門分野での経験者採用なども視野に入れ、職員の定員適正化に努めていく旨の答弁もいただいておりました。

昨年の大雨災害の際、度々町を訪れ、対応にご尽力くださった県の防災監は、自衛隊出身者でした。また、東日本台風を経験され、昨年その復興の状況を観察させていただいた宮城県丸森町でも、自衛隊出身者である危機管理専門監はじめ数名のキャリア採用の方々が復興に尽力しておられました。災害の続く当町でも、特に防災に通じている専門職の採用などが今こそ必要ではないでしょうか。町のお考えを伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

現在、令和4年度、令和5年度の大雨災害の教訓を生かすべく、五城目町地域防災計画に反映させる準備を進めているところでありますと、専門的な知識が必要であると感じております。また、今後発生するかもしれない災害に備えるためにも、防災などの専門的な知識を有している経験者採用についても検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） 必ず採用を目指し、検討していただくことをお願いいたします。

大量採用世代が退職することにより、技術職員の採用のない町村のコンサルに頼りきつた事業を危惧する報道もありました。また、今年もクマ対策が叫ばれております。県は

2名の専門職員を採用したわけですが、当町でも獵友会の方々の負担が増大することが予想されます。必要なところに必要な専門人材を採用することで、事業もより効果的に行われ、結果、職員の負担軽減にもつながるのではないかでしょうか。お願いをいたします。

(2) 番です。3月定例会で企業版ふるさと納税の取り組みを提言した折、その制度が始まった平成28年当時、既に財源確保の取り組みとして提案されていた佐藤慶彦議員の発言を引用させていただきました。「五城目町は東京にある千代田区と姉妹提携しており、他の自治体がうらやむほどの関係にある。千代田区住民が事業者である可能性が高いことから、ぜひとも取り組んでいただきたい。」といったものでした。町と千代田区の児童との双方向交流や消防団の交流、きやどっこまつりなどイベントへの招待、昨年度は大雨災害に対し、千代田区から多大な人的・物的ご支援をいただきました。千代田区長はじめ職員の方々、区議会議長や区議の方々、ふるさと五城目会を通じた千代田区民の方々との関係も良好です。先日は千代田区にある日枝神社の神幸祭に、ふるさと五城目会の方々と共に町の若き職員も行列に加わり、祭りを盛り上げたと報道にも取り上げられました。また、千代田区とは「脱炭素社会実現に向けた連携協定」を締結していることでもあり、今後も活発な共同での事業展開が期待されます。まさに千代田区と共にある今後の町政とも言えるのではないかでしょうか。

そこで提案です。企業版ふるさと納税の取り組みはじめ、今後、より千代田区と連携し行われる事業が期待されることから、千代田区職員の方に町に移住していただくはどうでしょうか。町と千代田区間の連携事業を実際に町に住んで行っていただくわけです。大勢いる職員の方々の中には、人生の中で一度は姉妹都市である自然豊かな五城目町に住んで業務にあたってみたいと思われる方がいらっしゃるのではないかでしょうか。千代田区にその働きかけをしてはいただけないでしょうか。私の提案、いかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

様々な都市交流事業でおいでいただいております千代田区職員の方々からは、五城目町の自然や環境、町の取り組みなどに評価をいただいておりまして、今後も引き続き職員の方々に町の魅力をPRしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） 今後そういう働きかけを試験的にしていただくということと、例えばそれが叶わないのであれば、それにふさわしい人材を公募するというのはどうでしょうか。また、例えばまた都内で事業をされている当町出身者に企業版ふるさと納税の営業活動など千代田区との橋渡し業務を委託し、行っていただくのはどうでしょうか。町のご意見を伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

先ほどの議員の様々な貴重なご意見をもとに、今後も様々な角度から検討させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） 企業版ふるさと納税など、せっかく行うことですので、それが効果的に行われるよう、人材という面でもいろいろ工夫をしてあたっていただきたいと思っております。

（3）番です。今年度は昨年度より職員数4名減で業務にあたられており、そのことで職員の負担が増大したり、業務に支障が出ているといったことはないでしょうか。これまでも、例えば、町内の地区公民館が地域の社会教育的役割を担うだけではなく各地区的課題解決の拠点となるなど、町長部局への移管を提言してまいりました。ですが、町は課の再編に対し、重い腰を上げることはませんでした。例えば税務課と出納室が兼ねられている自治体はたくさん存在します。こども家庭庁設置に伴い、子どもに関する課を一元化する自治体も出てきました。職員の負担軽減だけではなく、事務事業の効率化や子どもをもつ保護者など住民サービスの充実・向上といった観点からも、課の再編といった機構の改革が必要ではないでしょうか。町のお考えを伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

令和6年4月1日現在の職員数は131名であり、決して余裕のある職員数ではございませんが、適材適所の人員配置と職員の創意工夫により、住民サービスの低下を招かないよう対応してまいります。

また、機構改革につきましては、今年度中に策定予定の五城目町第7次行政改革推進

プログラムにも掲載予定であり、町民のニーズや国の施策に対応すべく、実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） 役場全体を見渡し、必要なところに必要な人材が必ず備わっているかといったことを改めて見渡していただきたいと思っております。

地区公民館に対しては、昨日佐沢議員が、地域おこし協力隊や集落支援員の制度を活用し、町民同士をつなぐコーディネーター的な役割を担う人材を配置し、新たな発想で活発な公民館活動をと提言されておりました。今、地域に必要なのは、そういった動きではないでしょうか。ご検討をお願いいたします。

では大きな3番です。少子化に伴う学校施設の今後はということで伺います。

当町の教育、特に小学校校舎建設から「越える学校」をコンセプトとした五城目小学校のその後の取り組みは、雑誌「Pen」でも取り上げられるほど注目され、県内外から視察の申し込みが後を絶ちません。このような素晴らしい教育が町で行われていることに、町の子どもたちも私たちも幸せを感じずにはいられません。ですが、先ほどからも何度も申し上げますが、昨年度の町の出生数は14人、一昨年は17人です。このままいくと小・中学校全学年が各1クラスとなるのは、もう目前に来ています。抜本的に少子化を開拓する政策を打ち出し、劇的な出生数の増加が望めない限り、この状況は変わりません。

現在の校舎は、小・中学校とも各学年2クラスの設計になっています。子どもの数の推移から見て、1クラスの学年は年々増えることになり、空き教室の活用は今後の課題です。長期的視野に立ち、小・中学校校舎の統合などを含め、空き教室の活用、今後の校舎のあり方に町は考えがあるのかを伺います。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 10番椎名議員のご質問にお答えします。

統計によると、2023年の秋田県の総人口に占める14歳以下の子どもの割合は9.1%、五城目町の合計特殊出生率2018年から22年の平均値は1.23となっているなど、現状では少子化に歯止めがかかっていない状況にあります。

そこで本町の児童生徒数、学級数の推計によると、小学校の児童数、学級数とも今年度をピークに減少する見込みになっております。2025年度は児童数が227人、学

級数12学級、2027年度には200人台を切り、2030年度は児童数が139人、学級数7学級となります。中学校は、2025年度の生徒数149人、学級数9学級をピークに減少する見込みになっており、2030年度には生徒数が105人、学級数が5学級となります。ただ、35人学級が中学校まで拡大すると学級数が増える可能性があります。

こうした児童生徒数、学級数の減少を踏まえ、教育委員会としては、教育委員会定例会、総合教育会議、学校運営協議会などで長期的な視野に立って今後の教育施設や学習環境のあり方について協議を進めるとともに、対話による学校づくりを目指し、ワークショップの開催や子どもの意見も聴取していきたいと考えております。

また、少人数によって同質性や同調性が高い環境では協働性や探究性は育ちにくいと言われていることから、来年度以降も教育留学を継続し、外から多彩な児童生徒を受け入れ、多様な考え方や価値観に触れる環境をつくるとともに、関係人口の増加や移住定住の促進を図り、学校、地域の活性化につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） このような質問をしなければならないことに、私もとても胸を痛めています。できれば40人、50人生まれてほしい。2クラスを何とか維持できないか。いつもそんなことばかり考えております。企業版ふるさと納税などで財源を確保し、少子化打開に画期的な方策を打ち出してほしいと願っております。しかし、現実、今はこうです。行政はいかなる事態でも住民に不安を与えてはなりません。たとえ今後行政規模が小さくなっても、教育だけは守り抜く、そのための課題をこのたび挙げさせていただいたつもりです。まあ思いをお汲み取りいただき、ご答弁をお願いしたいものであります。

続けます。

小学校建設にあたっては、当初示されていた広ヶ野の中学校隣接案を覆し、雀館の地を建設場所に決めました。雀館が町の文教エリアとして再び息を吹き返すことを期待したからでもあります。建設に際しては何度も住民参加のスクールトークが開かれ、町民の様々な思いや意見が出されました。また、著名な講師陣も招き、他の好事例を聞くこともできました。例えば空き教室活用の取り組みとして、1階部分を住民が自由に入れりする生涯学習の場とされている事例がありました。児童が大人の学ぶ姿を目の当たり

にしたり、集った大人たちと交流が生まれる場面も紹介されました。思えばスクールトークには、校舎の建設だけではない、今後の校舎の活用や行われる教育に対してたくさんのヒントがあったように思います。スクールトークの記録もいま一度ひも解いていただき、更なる「越える学校」を進めていただきたいと願っております。

(2) 番、給食施設について伺います。

町の学校給食の行われ方は自校方式と呼ばれるもので、給食センターや一つの学校でまとめて調理され、各学校に配送されるセンター方式や親子方式に移行する自治体が増えている中、小学校建設に際し伺ったときには、自校方式でいくとの町の方針でした。それぞれに栄養士が配置され、アレルギー対応などきめ細かく行えることが利点であり、昼が近づくにつれ、調理室からいいにおいが学校に漂い、給食を楽しみにするのも食育との説明がございました。

ここ数年、毎年のように中学校の調理器具や設備の交換・修繕の予算が上がってきております。給食設備の老朽化で、今後ますます大きな費用がかかることも説明されています。例えば、今後、小学校でまとめて調理し、中学校へ配送するといったことは考えられないでしょうか。児童数、生徒数の減少による給食の提供のあり方を町としてどのように考えられておられますか、伺います。

○議長（石川交三君）　畠澤教育長

○教育長（畠澤政信君）　お答えいたします。

五城目第一中学校は建築から15年が経ち、給食設備についても毎年修繕や入れ替えが必要になっている状況であります。令和5年度は、電気回転釜や冷蔵庫等の修繕及び交換を実施しております。計画的なものもございますが、緊急に対応が必要となることが多く、安全で安心な給食を提供するために必要な予算措置をしております。今後も計画的な修繕や入れ替えを予定しております。

町の学校給食においては、温かいものを温かいうちにというのが町民や保護者の願いでもあります。そのため、当分現状を維持してまいりたいと思っております。ただ、今後、児童生徒数の減少により五城目小学校で提供可能な人数となることが見込まれますが、いずれ課題もありまして、配送等に伴う改修工事や配送業者への委託、アレルギー等を持ってる生徒へのきめ細かい対応などについて検討が必要になってまいります。この後、先ほども申し上げましたが、様々な会議、あるいはワークショップ、あるいは子どもたちの意見聴取も含めて、学校給食についても検討の一つにさせていただきたいと

いうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） このところは調理員の確保も難しいとも伺っております。今後、給食の提供のされ方も長期的な視野に立っての考え方を持つことも必要ではないかと思っているところです。

（3）番、素晴らしい教育環境の提供には、当然コストもかかります。私が同席した視察では、ランニングコストについて問われる場面はありませんでした。

五城目小学校の今年度の光熱水費予算は2,168万円で、燃料費は328万4,000円です。小学校管理費一般予算の半分を占めます。隣接する温水プールの燃料費予算は1,434万8,000円です。以前、この2つの施設の熱源を補う方策としてバイオマス発電といった熱供給設備の導入の考えがあることを伺っておりました。ですが、3月定例会の町長の施政説明では「現在の森林状況では、資源の潜在力を有するものの、エネルギー事業を実施するだけの資源を確保することが難しいとの調査結果が報告されている。」と述べられました。また、「木質資源を確保するためには森林整備が必須であり、今後は森林事業者や姉妹都市の千代田区と連携しながら着実に事業を進めてまいる。」との説明でございましたが、今後の森林整備で大量の熱源を必要とするこの2つの施設を賄う熱供給設備導入に可能性があるのかを伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

昨年度に策定いたしました再生可能エネルギー供給事業導入基本計画では、木質バイオマス資源の供給可能量について、エネルギー供給事業での活用を考えた場合には現状で大幅に不足しているが、森林資源の潜在量はあるという結果になっております。森林の詳細把握と中長期的な森林活用指針の策定を進め、計画的な森林整備による林業活性化を図りながら、雀館エリアへのエネルギー供給設備導入を計画してまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） 木質バイオマスに可能性があるとするならば、例えば森林経営管理制度をもっともっと進めていただき、森林の整備を加速度的に行っていただくことで、実現可能なものとして考えられるよう取り組んでいただきたいと思いますが、例え

ば他の熱源の確保にも情報収集をしていただき、木質バイオマスにこだわらない熱源を得るというその考えも持つべきではないかなと思った次第です。

この3月、風力発電を推進する八峰町と電力オクションシステムの開発・運営に携わるエナーバンクが、再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定を結びました。八峰町内で発電された再生可能エネルギーの地産地消や地域還元に資する事業を展開し、地域社会にも貢献した脱炭素社会の実現を目的とするとありました。まずは町内の公共施設への電力調達を目指すと伺っております。

実は近々、我が田町町内にある旧サーモエレメント跡地で町の排雪場所となっている敷地に、規模にして2,300kWの発電を見込む太陽光発電施設が建設されます。これまで二度にわたり町内会に対し説明が行われ、このたび地域住民の理解が得られ、建設の運びとなるようです。私も説明会に参加し、まあこの電力が小学校と温水プールの熱源になり得ないだろうかと漠然と考えておりました。再生可能エネルギーの地産地消に自治体が取り組む時代でもあります。アンテナを高くし、情報収集に努め、近い将来の導入といったことも模索していただきたいものと発言させていただきます。

町にとって教育は、財政のかけるべきところであると認識しております。町の素晴らしい教育が世界一子どもが育つ町の核となる部分であり、充実した教育環境が持続可能なものとして、かけるべきところにかけられる安定した財政運営であるようご尽力いただきたいと考えます。

では、最後、大きな4番、見守りの組織づくり、取り組みはどうなっているかを伺います。

昨年の大雨災害の折、善意の炊き出しが本当に必要な方々に届いていない現実があり、町民有志が運び屋としてグループを立ち上げ、その際、健康状態の悪化が見られた方や、特に見守りが必要な方を町の地域包括支援センターやコミュニティドクターにつなげることができました。この活動を踏まえ、包括や民生委員の手の届かないところの見守りを担うコミュニティナース組織の立ち上げを提言しておりました。当局から前向きな答弁をいただいておりましたが、組織立ち上げの進捗状況はいかがなものでしょうか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

要支援者でありながら介入拒否がある方、介護保険サービスにうまくつながらない方、

認知症の初期の方は、安心・安全な在宅生活のために平時から継続的に訪問や支援を必要としておりまして、その件数は増加している現状でございます。

昨年の大雨災害におきましては、ケアマネージャーや事業所、民生委員、町内会の情報から漏れてしまったり、普段支援なしで生活ができている高齢者でも災害時は要援護者になり得るケースが目立ちました。そこから立ち上がった町民のボランティア見守りグループに支えられたケースもありました。このことから、地域の支え手となる方々と連携を強化する必要があると強く感じており、昨年度から準備を進めております。

見守りの組織づくりの進捗状況につきましては、町で委嘱した集落支援員と現在打ち合わせを行っておりまして、定期的な見守りが必要な高齢者への訪問や地域での活動を通じた実態把握など、コミュニティナース活動について連携を進めてまいります。また、多職種合同会議による関係機関との情報共有も行いながら、本町の実情に応じたサポート体制を協議しているところでございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） 関係各課と集落支援員とで進めていっていただきたいと思っております。

コミュニティナースとは、行政保健だけでは届きにくい領域での地域看護であり、具体的な活動としては、サロンなど集まりの場の提供、また、そういった場への参加のきっかけづくり、戸別訪問による声掛けや見守りであると認識しております。行政保健の行き届きにくい地域住民の日常に飛び込む、かゆいところに手が届く動きをする、いわゆるおせっかいな住民活動です。サロンに出てこない、出てこれない方々への戸別訪問は第8期介護保険事業計画の重点事業でしたが、コロナ禍だったこともあり、健康福祉課の人員だけで成し遂げられるものではありませんでした。きめ細かい見守りを必要としている方がおられます。組織の立ち上げで、誰一人取り残さないまちづくりを実現していただきたいものと願っております。

以上で、このたびの私の一般質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 10番椎名志保議員の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 斎藤晋議員の発言を許します。11番 斎藤晋議員

○11番（斎藤晋君） 皆さん昼食後、眠い時間だと思いますけれども、お付き合いいただきたいと思います。最後の最後ということで、めったになく緊張しているような感じがいたします。4期目ということで私は一番ベテランになるのかもしれませんけども、つたない質問をするかもしれませんけども、よろしくお付き合いをお願いします。

五城目高校のそばにクマが出たということで、朝のあれですね、見守り隊の時も集団登校しない町内が出て、寂しい思いもしておりますけども、そのクマの対策どうなったのかなと、それを後で詳しく聞きたいなというふうにも思っておりました。そのクマが川を泳いでたという、そういう話も聞こえてきたりして、今、1つ目の質問に河川の水質の悪化ということですけれども、クマがそれ泳いで水飲んで、クマが死ななければいいなというふうにも思っておりますけども、それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番、大きめの1番です。河川の水質の悪化についてということでお伺いいたします。

馬場目川、富津内川、内川川、3河川がありますけれども、今、湖東老健の中学校の下で合流して、その下が濁っております。どっちの川かなと思って確かめましたら、富津内川のほうが濁って、その濁りの原因は何かなというふうにして考えておりますけども、私は川が好きで、毎日じゃないですけども馬城橋、それから昭辰橋、その橋の上から川をのぞいて、どんな魚がいるのかなというふうにも毎日、毎回見ております。最近は大きい鯉、80センチぐらいの鯉、これだけですね。昔、我々小さい時は、オイカワ、ウグイ、それからフナ、そういうのも上がっておりましたけども、そういうものを全然見ません。6月頃ですとアユの小さいやつですね、稚アユというやつが虫を食べるため川面に出てきて、虫を食べたりするために跳ねておりましたけども、それも全然見えなくなっています。先日、漁業協同組合で馬場目の平ノ下橋の上、上流でアユ25キロ、千二、三百匹放流してまいりました。幼稚園、もりやまこども園ですか、の年長組の30名ぐらいの園児と一緒にアユの放流をしてきましたけども、子どもたち触っていいよって言ったら、ぎゅっと握ってあれですね、アユが死にかけるぐらい握っておりました。そういう姿を見て、あ、この子どもたちに、我々が小さい時やった手づかみの魚取りをさせてあげたいなというふうにも思いました。でも、あの稚アユがどのぐらい生

存率があるかというと、やはり 1 柄台のパーセントしか生き残らないそうです。この後、ヤマメ、イワナの放流も各地で放流しますけども、五城目漁協でもネコバリ岩のほうまで行って放流したり、内川川、それから富津内川、馬場目川とあちこちに放流しますけども、その生存率も同じぐらいの生存率だそうです。ですから、川の上流に放流しますけども、下流には一切来ないのかなと。あの濁った川では魚が生存できないのかなというふうに、かわいそうに思っております。

その小さい 1 番ですけども、河川の水質悪化の原因は何か。その責任はどこにあるのか。何で濁っているのかということについてお答えいただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 1 1 番斎藤議員のご質問にお答えいたします。

河川水の濁り、泥水の発生につきましては、昨年 7 月豪雨による山の崩落や増水によるほか、令和 4 年、5 年の災害復旧工事の施工による河床の掘削作業、また山林伐採のための運搬作業道からの大雨時の泥水流出も原因と考えられます。さらに、田植えの時期には田んぼの代かきによる落とし水も河川へ流入いたしますので、河川水の濁りや泥水の発生は複合的な要因が重なるため、責任の所在につきましては判断が難しいものでありますので、ご理解を願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○ 1 1 番（斎藤晋君） 責任はどこにあるのかということをお伺いしましたけども、責任の取りようがないということでしょうけども、その伐採、それから田んぼ、そういうもののお話がありましたけども、つい二、三日前、もうほとんどの田んぼは田植えを終えております。その後でも濁っているということは、代かきではないということが一つ言えます。それで、あと上流の伐採について森林組合のほうに聞いても、今それほど山道をブルで削っているところもないし、雨も降ってないとすれば泥水が流れることはないというふうにも話しておりました。で、あと一つ原因があるのは、大水で崩れた、そういう河川の護岸の工事ということになりますけども、それは致し方ないということになるかもしれませんけども、やはり河川を濁してそのままで済むんではなく、それをやはりきれいにしなければいけないというふうに考えないものかなというふうにつくづく思います。

五城目に漁業協同組合というのはありますけども、その一番先は町で国の施策、それ

を県に下ろし、県から自治体に来て、それで自治体がつくった、そういう協同組合であります。河川のその乱獲、それから秩序を守るためにということでつくられたもんだと理解しております。それはもうかなり前の話で誰も覚えてる人はいないでしょうけども、その中でやはり川を、きれいな川を守る、そういうのは我々の使命ではないのかなというふうにも思います。

で、私は小さい時、川で泳いで、川で魚を捕って、そういう小さい時を過ごしたからかもしれませんけども、川に対する愛着っていうのはものすごいあります。いまだに川であれば、魚を捕り、網をかけ、魚を釣り、そういうことをしております。で、その中で漁業協同組合ではそういう魚捕り、そういう人たちに漁業券ということで釣り券、そういうものを発行しております。魚が少なくなれば、少なくなつていうか、いなくなければ、その漁業券も売れなくなります。単体の一日の漁業券、年間の漁業券、それから県全体の漁業券という、そういうもので今販売してるようですが、そういう漁業券の売上げが少なくなったとすれば、その魚が少なくなる、泥水が発生してる、そういう木材関係、それから工事関係、それから田んぼ関係、そのどこに責任を代償を払ってもらえばいいのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

河川水の濁り、また泥水流入によりまして、魚類を含む水生生物に甚大な影響を及ぼすことは十分に理解するところでございます。河川工事におけるところでは、河床の床堀りを行う際には、大型土のうによる締め切りをし、掘削箇所の土砂が河川へ流出しないよう架設工を設置し、できるだけ濁りや泥水を発生させないよう配慮しております。また、山林伐採のための作業道作設時には、作業道からの排水が一定箇所にならないよう設計しております。公共工事施工にあたっては、以上のことを徹底指導して魚類の生息環境保持に努めてまいります。

また、馬場目川漁業協同組合の収入の減の原因となる可能性につきましては、先のご質問で答弁いたしましたように判断が困難でありますことを重ねて申し上げます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） いや、町としてそれしかお答えできないのは分かっておりましたけども、やはり原因があつて結果があるということだと思います。一番の原因是、ダム

の放流ですね。ダムの放流によって川の温度が、水質の温度が変わること。それから、ほかの河川からの水が流れ込むということによって、アルカリ度、酸性度のペーハーが変わる。その2つの原因が一番魚類には敏感に感じられるようで、ほかの河川でも上流にダムができると放流が始まる。それから魚類の数が減る。そういうのが出ているようです。それだけでなく、やはり濁りによって河床に泥が溜まって、皆さんツキバっていうの分かりますか。今ですとウグイのツキバ、産卵場所ですね。ツキバっていうのは浅瀬の砂利がいっぱいあるところに産卵するんですね。で、そのツキバに泥が溜まると産卵できないんですね。きれいな石のところに産卵するわけです。で、8月になると、今度はアユが産卵します、落ちアユっていうか、産卵の時期になりますと。その時も河原の浅瀬のところ、流れが早いところですね、そういうところに産卵しています。その時も河原の石がきれいじゃないと産まないんですね。今いなくなりましたけども、ヤツメウナギというのがいましたけども、あれが一番敏感だったと思います。そういうきれいな石がないところには一匹もいないんですね。ですから、川が濁り出した馬場目川ではヤツメウナギがいなくなりました。今、堰堤の下、そういうところにもおりませんし、どうしたことかなというふうに思いましたけども、やはり川の濁り、泥、そういうものが一番の原因だと思います。

それから、ダムの放流があって水かさが多くたり少なかつたり、その夏の間に日照りがあったり、そうすると、せっかく生えた川藻が腐ってドロドロになります。そうするとアユも育たなくなります。8月から苔を食むアユが育たない。そうするとどうなるかっていうと、深いところに潜ったり、それからコンクリートの上に生えてるきれいな藻を食べるため、口の周りがざらざらなるようなそういうアユが目立つようになります。やはりそういうものを観察するような人が一人でも多くなってほしいなと思いますし、皆さんもその橋の上からだけでもいいですから、魚がいるのかなというふうにこう見ていただきたいと思います。川の底がどうなってるのか、橋の上から見れば見えるはずですから、そういうものにも注意を払って、五城目の自然、そういうものを守っていただきたいと思います。

それで、3番目に入ります。五城目町は「城と川のある町」との言われ方をした時代もありました。これは前々町長かな、彦兵衛さんが現ですから、前の町長、その前の町長ですか、よく言っておりました。これにひとつまた「蔵のある町」という、そういうのも言っておりましたけども、そういう人が、現在では泥水の川になり、魚の姿が見え

ない川になっている。復元は可能か。復元を責任を持って実施するのはどこか。町はどのような役割をするのかと。これは河川改修のあれですね、荒川議員とか皆さん聞いておりました河床を掘り下げるという、そういうのにも関わると思いますけども、その責任を、責任っていうか、そういうのを実施するのか、しないのかということでお答えいただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

現在は、馬場目川上流部で農作業に必要な水の取水が行われているために、下流部では水位低下と滯水があり、水の濁りが発生しているものと思われます。取水が停止した際には下流部へ通常の流量で水が流れ込むと思いますので、現在の状況からは改善が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 国と県の管轄になりますので、県が主立って管轄して川のことですから、町でどうのこうのということができないのは分かっておりますが、やはり町の真ん中を流れている川、そういうものをやっぱり大切にしてほしいなど、みんなで守っていきたいなという思いで質問をさせていただいております。

それでは4番目、城と川のある町を観光の目玉にするためということであれですけども、前、町長の夢は森山のてっぺんまでケーブルカーを通したいという、そういう夢をお話しいただきましたけども、私も川の土手を散歩する、そういう姿をこう思い浮かべて、中学校の下あたりからこう五高の橋あたりまで、どっちの護岸でもいいですけども、散歩コースがあればいいなというふうに思って、セーヌ川ではないんですけども、馬場目川でそういうことができて、子どもたちが嬉々として遊んで、時々そこで魚も釣れるようなそういう川であってほしいなというふうに思いまして、きれいな川を散策できるようにならねがね思っておりましたけども、そういう散策路を造りたいなという夢がありますけども、これはできない相談だと思いますけども、町長がそういう、ほかの夢がありましたらお知らせいただければというふうに思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

散策路の整備につきましては、早急に答弁できる内容ではありませんが、まずは県、

町がそれぞれ協力し、河川敷の草刈りや雑木の伐採、堤防沿いに植栽されているサクラの剪定などにより、現在の堤防道路を住民が気持ちよく散歩できる環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 堤防道路に関してですけども、川寺から昭辰橋、それから馬城橋、あそこの堤防道路に関して、どこが空洞で、どこが空洞でないかというそういう心配が前々からありますし、私もあそこを車で通る時は注意して通っております。私の散歩コースの一つでもありますけども、いつもこう下がってきたのかな、こう何度か地盤沈下してるんじゃないかなと、そういうふうな思いもありますので、その散歩コース、そういう堤防道路に関してもやはりちゃんと見ていただきたいと思いますし、それを確かめてみるのが必要かなというふうにも思います。やはり夢があり、そこに町民の余裕があるというそういう山、川に関して、やはり町がもっと力を入れてやるべきではないのかなというふうに思いますので、よろしくご配慮いただければというふうに思います。

それでは、2つ目の少子化・人口減の対策についてということです。

過去にも質問して、町では検討というよりも考えられないということ、回答だったかもしれませんけど、参考にします程度だったと思いますが、最初の提案は、1人子どもが生まれたら500万円というそういうあれでいきましたけども、それを1,000万円まで上げました。ほかの人も人口減、それから少子化問題についていろいろ質問されておりますけども、何一つそれが功を奏したというのは、今までやった実績に関してはほとんどありません。多少パーセンテージが1年こうちょっと上がったというそういうあれでしょうけれども、20人生まれて20分の1とか14分の1とかそういうたぐいで、ちょっとだけ変わった。それはもう何千分の一とかという問題ではなく、本当に少ない数の中で上がるわけですからパーセンテージが変わるわけですね。でも、過去の対策を年次別に回答いただいて、その結果、少子化・人口減に効果があったのかについてご回答をお願いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

少子化対策事業につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、平成28年度から福祉医療助成制度拡充事業、保育料助成制度拡充事業、不妊治療給付事業、

結婚・子育て支援パッケージ事業を、令和元年度からは子育て支援クーポン券支給事業を、令和5年度は学校給食費の無償化事業を、今年度からは保育料の完全無償化事業を実施しております。

先の3月定例会におきまして斎藤議員にお答えいたしましたとおり、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口が上振れしていることや、中村議員にもお答えいたしました若年女性人口の減少率の改善などから、これまで人口減対策として取り組んだ事業の有用性や効果を感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） いろんな対策をして、県でも対策をしておりますし、それから国でも対策をしております。国の対策は名前はいいですよね、異次元の少子化対策ということで、異次元っていうことですから、どのぐらいのものかなというふうに考えておりましたけども、我々のあれですね、いろんな社会保障から健康保険からとか後期高齢者のほうからちょっとずつとか、そういうせこいあれで集めて、それを少子化対策に盛り込んでいるようなそういうあれだったと思いますが、国、県に任しておいては少子化対策っていうのは無理なんじゃないのかなというふうに思います。やはり町独自で何とかするという、本当に皆さんのが英知を集めて取り組むべき問題だというふうに思います。今でこそ7,000幾らで8,000人弱で終わっておりますけども、本当にこのままずっといけば4,000、3,000幾らとかいうふうになりますし、江戸時代から明治に入って五城目町全体で4,000幾らという、そういう数も出ておりましたけども、そのところまでは完全に戻るような気がします。そうすれば、町というよりも、前みたいに町村合併ではなく、馬場目は馬場目でやってくださいと、富津内は富津内でやってくださいというように、また分散が始まっています。そういう自治体が増えていくのかなというふうに思います。そうすると行政サービスが落ちる、なくなるというのは当たり前だと思います。ですから、今後、人口減というのはそういうことでしょうし、経済が回らない、そういうことだろうと思いますので、本当に真剣に考えなければいけないことだと思います。

2番目の、少子化対策のため、井川町では高校生の電車定期代の全額補助を打ち出しておりますけども、町の新しい少子化対策はありますかということでお伺いします。井川町と比べてどんなもんでしょうかということでお答えいただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

先に説明いたしましたとおり、昨年度以降、町では学校給食費や保育料の無償化を実施いたしまして、少子化対策の取り組みを進めているところでございます。今年度は第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画最終年度となっていることから、5年間の事業効果を検証した上で来年度以降の新たな戦略を立案し、少子化対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 少子化対策、今、町長がおっしゃったとおり、五城目はほかの町村と比べても引けを取らないだけの少子化対策を取ってきたというふうにも思います。でも、それが一つ一つ見ればあれでどうし、それを町の人が全部知ってるかというかとなれば分かりません。それから、ほかの町村の人にこれがアピールできるかといえば、できておりません。何ぼほかよりも優れてるよということでいっても、そのアピールが足りないのもありますし、注目されるものがない、ということは、ほかの、全国のほかの町村でやってるような事業、それを二番煎じ、三番煎じでやってるからだと思います。やはりニュースに載るような、そういう日本で初めてやりましたと、秋田県で初めてこういう事業をやりましたという、そういうのが我が町にはありません。そういうアピールをするようなものがない。だからこそ、一番で何かをやるべきだと前々から言つてるのはそういうことだと思います。確かに一つ一つのその補助、それから無償化、そういうものを捉えればいいことをやっております。ですから、ほかに誇れる、ほかの町村に誇れるところもいっぱいある我が町、五城目町ですけども、そのアピールが足りない。それはなぜかでしょうね。だからやっぱりそういうところを研究してやるべきだと思いますし、それをこう何ていうか、もっと深く掘り下げて皆さんで考えてみるべきだと思います。

それで3番目、これも最初に申し上げましたけども、二十歳になるまで、生まれてから二十歳になるまで1,000万円ということでお話ししましたけども、この1,000万円というのは、その今やってる補助とか無償化を除いて1,000万円ということではなく、国、県からも補助が出たり、そういうものが出ているはずです。一応調べていただきましたけども、いろんな補助があります。でも一概にその補助といつても、

生活保護者、とかいろいろそのランクがあつたり、いろいろして、その補助の額が違いますんで、一人一人それをこう何ていう、加味して1,000万円というわけじゃなく、町でやってる補助、無償化、そういうものも含めて大きく括って1,000万円、それをする出するんだというようなそういう施策はできないかなというふうに前々からお話ししておりますけれども、私も端的な物言いしかしませんので、1,000万円ってば1,000万円、それ聞き取り方によっては今までの保障とは別に現金で1,000万円やるのかなと、そういうふうに思われるかもしれませんけども、そういうものも含めて1,000万円を出すと。2人生まれれば2,000万円。3人生めば3,000万円。それが二十歳まで、五城目に籍を置いて、ずっと五城目にいればそれだけの補助出しますよと。やっぱりそれぐらいのインパクトのあるそういう事業をやらない限り、子どもは増えないんではないのかなと、そういうふうに思いまして前から提唱しておりますけども、それについて実行が可能か不可能かについてお答えいただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

具体的にどのような国、県のその補助制度に一般財源を充当するかによりますが、子どもの年代に合わせて1,000万円の補助というのは、かなり実行が厳しいものと考えております。現在、国の制度改正によりまして児童手当や育休給付金の拡充が行われる予定でありますので、上乗せなどの可能性も含めて新たな戦略を立案し、少子化対策に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） いや、上乗せというそういうあれがありましたけども、それを考えていただければいいわけです。小学校に入る時、ランドセルを買う。それから、いろんな制服を買う。そういうものの補助として50万円、1人50万円、例えばですよ、やるんだと。そうすれば、去年生まれた14人、14人にやれば700万円です。その程度のあれ。で、中学校に入る時幾ら、高校に入る時幾ら、大学に入る時幾らというよう、そういう考え方で追っていけば、案外、金はそんなにかかるないんじゃないかなというふうにも思います。この前、教育長とちょっと話したんですけども、ある篤志家が大学に入る子どもたちのために、大学とか何ですか、各種学校、そういうものに入る入学金の足しになるように1,000万円ぐらい基金として寄附したいと。1,000

万円弱ですかね。そういう話しておりましたけども、それ、教育長と話して、何だと  
いう話をしましたけども、基金としてはどうのこうのという話もありましたし、ほかの  
基金としても使えるねというような話ですけども、篤志家のその人の話ですと、その入  
学金の元になるもの、原資として、例えば100万円の入学金だとすれば10人に渡る。  
その基金だとすれば、もっと篤志家が増えなければいけないというふうになりますけれ  
ども、増えるか増えないかはやってみなければいけないというそういう話もありま  
した。いや、それはそうだと思います。だからそういう人もおりますし、やはり荒川滋君  
が町長に聞いておりましたけれども、五城目の宝は何だと。で、町長は全部、年寄りも  
全部含めて宝だというふうに、それが本当に当たっていると思います。でも、これから  
をつくってくれるのは子どもたちです。その子どもたちのために何か私たちができるこ  
とがないのかなというふうに思えば、いろんな考えが巡らされてくると思います。それ  
も含めて子どもたちのことを考えていただきたいと思いますので。

それでは、3番目の通学路の路面整備及び除草ということで伺います。

私がこの通告を出して、その後、県のほうでその櫻通りの除草をしておりました。ちよ  
うどタイミングが合いまして、除草が今度きれいにできるのかなというふうに思ってお  
ります。子どもたちが通う櫻通りのおっきい、町でもおっきいほうの歩道ですけども、  
もう雑草が子どもたちが見えなくなるぐらいの高さまで伸びておりました。で、害虫の  
巣にもなるでしょうし、それから見通しも悪くて、あそこから子どもがピヨっと出てき  
たら、もう車にひかれる、そういう思いだと思います。櫻通りっていうのはあれですね、  
五高のほうからずっと馬城橋にこう行ったほうですね、ケヤキがずっと植わさってると  
ころですけども、通学路になってるところです。

建設課の課長とも話したんですけども、県の管轄ということで伺っておりますけれど  
も、我が町の子どもたちのことですから何とかしてくれよということでお願いして、毎  
回お願いしているわけですけども、あれ、改善すべきと思うがということであれですけ  
ども、今、改善しておりますので、この関連したやつで一つ質問させていただいて、町  
長お答えできませんから課長でも結構ですので、この前、私が聞きましたけども、議会  
の資料として残すためにもう一回お答えいただければというふうに思いますけども、今、  
県が国道、県道、そういうものを管轄して、その除草をしております。でも町の中の道  
路ですから、町の人に委託して町の人がそのお金をもらえるようなそういうシステムに  
すれば、町の例えば団体であろうが個人であろうが幾らかの潤いがあるんじゃないのか

など。それから、そういう町の人を使ってやるとすれば、町の融通も効いて、もっと小さい雑草のうちに刈り込め、県では年2回しかやらないところを3回ぐらいできるのではないかなどと、そういうふうにも思いますけども、そういうシステムをつくることはできるんでしょうか。建設課長お願ひいたします。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 11番斎藤議員にお答えいたします。

まずははじめに、県の維持管理事業につきましては、現在行っております道路、河川の美化事業というものがございます。そちらのほうでは、あくまでも各種団体、例えば町内会、あるいは任意団体、まあ漁業協同組合さんも行ってると思いますが、そういったところの維持管理事業であります。その内容につきましては、まず面積が1,000m<sup>2</sup>以上で、また草刈りのその幅につきましては1mまでといったことと伺っております。で、私のほうから県のほうに、中央線、県道秋田八郎潟線の内容につきましてご質問をいたしましたが、あくまでもその美化事業を活用していただきたいと。個人への補助はなかなか難しいといったことでした。でありますので、中央線におきましては路肩の法面がございませんことから、両側の植樹帯、こちらを合わせて1mで草刈りも可能かと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） そうすれば、町のそういう団体、そういうものができるとすれば、そういうふうに私も話しかけてみますし、相談してみたいというふうにも思います。例えばシルバー人材センターとかそういう団体でもいいとすれば、今、シルバー人材センターもかなり人が少なくなったり、いろいろしている段階だと思いますし、いろいろ苦労していると思いますので、定期的にそういうお金が入るのであれば一番のいいことだとも思われます。また、あそこの町内会の有志がやるとすれば、町内会で実施する、そういうのもいいかと思います。雀館町内会もそういう美化運動に参加してやってるというふうにも伺いましたし、下山内、そういうところでもやってるというふうにも伺いましたので、そういうところにもこうお話を伺いながら、これからあれも進めていきたいと思いますので、よろしく相談に乗っていただきたいと思います。

それから、2番目ですね、中学校の通学路。この前、中学校の運動会があつて行ってまいりましたけども、歩道の路面が荒れてるのと、それから田町のあそこの縫製工場の

跡地ですか、あそこの屋敷のところからもう枝が出て、それから植樹帯のところの草がこう絡み合って、あそこは通れない歩道になっておりました。やはり中学校の子どもたちが安心して通れる、そういう歩道にしなければいけないですし、そういうのをやはり見ていただきたいと思います。そういう個人の場所、個人の土地、それから生えているもんだとしても、自治体としては手を出せないというようなことがあるかと思いますが、困ってるのは子ども、中学生、そこを通る町民、そういう人が困ってるわけですから、どこがその個人のものと人と交渉するかというと、町が交渉するべきだと思いますが、その点について町長の改善策、早期の改善策あるのかないのかをお答えください。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答え申し上げます。

議員がご指摘いただきました、その個人の土地からの草とか枝ですね、歩道にはみ出したというところの部分であります、この件に関しまして、町作業員によりまして町道部分の草刈りは既に実施しております。空き家などを含めましてですね、個人所有の土地から枝などはみ出してる場所につきましては、所有者から対応いただいております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 対応してもらっていますということは、切ってもらったということでしょうか。

○議長（石川交三君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 斎藤議員にお答えします。

今回の案件につきましては、五城目第一中学校の運動会に行った際に議員のほうから言われまして、また当然私のほうですぐ見まして対応させていただきましたが、やはり町の土地ではなく個人所有の土地でございまして、住民生活課介しながら、その所有者と連絡を取りながら、最終的にはその方と立ち会いながらその草刈り、枝払いをさせていただいたところでございまして、今はきちんと通れるような状態となっておりますが、また来年伸びる可能性がございます。きちんとした対応も今年できるように、今その方とは今後も協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） やはりいろいろこう歩けばいろいろそういうのが目立ってきます

し、皆さんも目的地まで行く途中、いろいろこう注意して見ていただきたいと思います。本当に目を凝らして見れば、いろんなものが見えてくるはずですし、車に乗っていくとそういうものが見えませんけども、自転車で歩いたり、それから散歩したり、徒歩で歩いたりすると見えてくるものもあります。ですから、そういう町のあれこれ変わっていく、そういう様、それから、おかしいなと思うそういうところを皆さんにも見ていただければというふうに思います。

それでは、4番目の熱中症対策についてということです。

これを書いたのも、ニュース番組でその熱中症、今年はエルニーニョが終わってラニーニョが発生すると。そのラニーニョが発生した場合、日本は猛暑になるというそういう統計が出ていると。で、昨日か、昨日あたりのそのニュースのあれでもやってましたけども、エルニーニョっていうのは男の子という意味で、ラニーニャっていうのは女の子というそういう意味だそうです。インド洋沖に出るラニーニャ、それが女の子。何で女の子だか知りませんけども、そういう統計が出てるということで言っておりました。

去年の夏も猛暑で、80過ぎたおばあさんがある施設に飛び込んできて、ちょっと涼ましてくれという話をしておりました。その奥さんは、どうぞどうぞって、座つてお茶っこでも飲んでいってってお茶っこも出してくれましたけども、やはりその駆け込んできたところのおばあさんはクーラーがないそうです。扇風機だけで過ごしているそうです。でも去年の猛暑の時は、その扇風機だけではもう対処できなくて、我慢できなくてそこに飛び込んできたんだというふうにも思います。

テレビでもやっておりましたけども、電気代の高騰、それからガス代の高騰、そういうもの、物価高の高騰、円安、そういうものが絡んで、もう何から何までも値上がりしております。昔は中流階級が半分以上というそういう日本でしたけども、今は極端に金持ちかどうかというような時代が入ってきてるんだと思います。そういう中で、やはり電気代も上がり、何ですか、クーラーもつけると電気代が上がるわけですね。そういうものをこう町民が節約できるような、そういう策はないのかなというふうに考えていたところ、テレビで、町、そういう公共施設を開放して、昼の間そこで涼んでくださいというようなところを多く設けている、そういう自治体がありました。その自治体は公共施設だけでなく、大型ショッピングセンターとかそういう店にも協力を得て、そこで涼む、涼めるようなそういう対策、そういうものも作り上げておりました。やはり町民が少しでも節約して、少しでもいい暮らしをするために、町ももう少し考えてみるべき

ではないのかなというふうに思いまして、今、町中、旧町でそういう施設があるとすれば役場、それから五城館、それから朝市ふれあい館、そういうところだと思います。で、前も聞きましたけども、朝市ふれあい館、それから五城館、あそこは町民が集まってわいわいやる場所ということで、会議やってるからうるさいから静かにしろとか、そういう場所ではないはずです。あそこで涼んで休む、そういう場所でもあるはずです。そういう開放が、開放というか、熱中症対策として町民にこういう公共施設の開放をして、それを知らしめるような形ができるのかできないか、やるかやらないか、お答えいただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

現在、町では気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設、クーリングシェルターの指定について準備を進めております。クーリングシェルターとは、近年の顕著な高温の発生によりまして熱中症リスクが高まった際に暑さをしのぐため、誰でも避難できる冷房設備が整った施設となります。まずは公共施設から指定することを検討しておりますが、民間商業施設にも協力を呼びかける自治体もあることから、先進事例を参考として、より多くの施設が利用できるよう準備を進めてまいります。

クーリングシェルターは、本年4月より運用が始まった熱中症特別警戒アラートが発表された際に利用できる施設でありまして、熱中症特別警戒アラートは、環境省及び気象庁から、熱中症による重大な健康被害が発生する恐れがある場合に危険な暑さへの注意と熱中症予防行動を呼びかけるものであります。都道府県ごとに前日の午後2時に発表されます。今後速やかにクーリングシェルターの指定と公表を行うとともに、アラートが発表されていなくとも、その避暑のため利用できる公共施設などについても周知してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） ということは、開放するということでもう決まってたということでしょうし、もし五城館もそうですけれども、五城館は飲食を伴う商業施設ですけども、商業施設ではない場所、例えば蔵が開いてれば蔵、それから玄関のところのあの待合室、そういうところにいてもいいということでしょうし、それから、ふれあい館は椅子、テーブルがあるところ、そこにこういてもいいという、そういうことで理解してよろしいわ

けでしょうか。で、人が集まるということは話もする。そういうことでいいんでしょうか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答え申し上げます。

ちょっと順番が狂ってしまいまして。1番のご質問に対しての関連等ありますので、引き続き答弁したいと思います。

町の対策、そしてまた子どもを守るための学校での対策というようなそのご質問と捉えまして答弁させていただきます。

厚生労働省では、熱中症の症状、予防法、対処法などを分かりやすくまとめたリーフレットを作成しております、町といたしましてもこうしたリーフレットなどを活用しながら、熱中症予防の普及啓発に努めてまいります。

引き続き教育長より答弁があります。以上です。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畠澤政信君） 11番斎藤議員の熱中症の学校の対策についてお答えいたします。

文部科学省の学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きがありまして、それを参考にしながら今進めているところであります。で、当町の小・中学校では、熱中症対策として、各教室のエアコンなどの空調設備や水筒持参によるこまめな水分補給を行っております。また、経口補水液などを保健室に常備するなどの対応を行っております。また、各学校では暑さ指数計による計測や熱中症警戒アラートが出された場合は、体育や部活動などの運動制限をしております。また、中学校では体操着の半袖半ズボンで登校させるなど、熱中症対策に万全を期しているところであります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） せっかく調べていただきましたので、税務課長からあれです、町民の平均年収ということでお伺いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 鳥井税務課長

○税務課長（鳥井隆君） 11番斎藤晋議員にお答えいたします。

令和5年の給与所得者の平均年収は、約278万円となっております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） ありがとうございました。何年前か調べてもらった時は240万ということでしたけども、金額が上がったのか分母が下がったのか、あれですね、どちらかだと思いますけども、でも270万円。今、270万円の年収では暮らしていけるあれはない。2人合わせて540万円、そのぐらいが一家の年収になるのかなというふうに思います。ですから、1人では暮らしていけない。2人じゃないと暮らしていけないというそういう時代なのかなと。また、前からそうですが、先ほども申し上げましたけども、一握りの金持ちと、それからあと、我々もそうですけども、そういう時代が来たのかなというそういう思いがあります。

やはりこの熱中症対策だけでなく、町民に優しい行政を行っていただけるように、町長はじめ執行部の皆さんにお願いして私の質問を終えたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 11番斎藤晋議員の一般質問は終了いたしました。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第28号、専決処分（第3号）の承認を求めるについて、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りと予算書、2つございますけれども、はじめに議案綴りの3ページのほうからご説明させていただきたいと思います。

議案第28号、専決処分（第3号）の承認を求めるについて、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第9号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、災害復旧事業などについて、令和5年度から令和6年度に事業を繰り越して実施するため、令和5年度の事業の精算にかかる補正、そして繰越明許費の追加などの補正、そしてまた関係する起債の限度額の補正などをうたうため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和6年3月29日付けをもって令和5年度五城目町一般会計補正予算（第9号）について専決処分をさせていただいたものであります、報告し承認を求めるものでございます。

これが議案綴りの3ページに書かれた内容でございまして、続きまして予算書のほう、お手元のほうにお願いします。

予算書の1ページをお開きください。ご覧ください。

ここにありますとおり、歳入歳出予算の補正は、この第1条に掲げてありますとおり、歳入歳出それぞれ6億8, 171万9, 000円を減額しまして、補正後の歳入歳出予算の総額を88億6, 545万3, 000円としたものでございます。下に第2条、第3条それぞれございますけれども、詳細の内容は省略します。

次に、3ページをお願いいたします。

3ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧いただきたいと思いますが、はじめに歳入でございます。10款1項地方交付税の3, 397万7, 000円の増額でございますが、今回のこの補正にかかる一般財源に見合う額として計上させていただいております。その下になりますが、12款1項分担金、それから14款1項国庫負担金は、災害復旧にかかるもので、事業実績に伴い、それぞれ31万円、そして3億1, 558万6, 000円を減額したものでございます。その下の18款2項の基金繰入金でございますが、これは地方道路整備事業に充当する公共施設等総合管理基金、これを100万円減額したものでございます。次、その下の21款1項町債でございますが、備蓄倉庫建設事業であったり、県営土地改良事業、あとは災害等にかかる事業の精算に伴って3億9, 880万円を減額したものでございます。

次に、下のほうに歳出がございますけれども、3款民生費、6款農林水産業費、8款土木費は、補正額はゼロ円となってございますけれども、これに関しましては、全ての款におきまして地方債を増額して一般財源を減額する財源の内訳のみの補正となっております。続いて11款災害復旧費1項の農林水産施設災害復旧費は、令和5年度から6年度に繰り越すための補正でございまして、事業の精算と合わせまして470万9, 000円を減額したものとなっています。その下の2項公共土木施設災害復旧費は、これも令和5年度から令和6年度に繰り越している予算を全額減額しまして、令和6年度の補正予算に過年度災害復旧工事として計上するため、事業精算と合わせまして6億7, 701万円を減額したものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正となってございますが、追加と変更、2つございます。追加のほうでございますが、6年度に繰り越しております令和5年災と令和4年災の農地農業用施設災害の復旧事業、そして令和5年災の林道施設の災害復旧の3件を新たに追加させていただいたものです。それから、変更分については、もう既に6年度に繰越措置をしている県営土地改良事業、それと公共土木施設災害復旧の予算額を補正した内容

となってございます。

次に、5ページをお開きください。

第3表の地方債補正となってございますが、備蓄倉庫建設事業が増額なってございますが、これは起債対象が増額になったということによる増額補正で、その下の道路橋梁整備事業債、それと農林水産施設災害復旧事業は、精算に伴う補正となってございます。一番下の公共土木施設災害復旧事業は、廣徳寺橋の下部工、それから上部工の整備を令和6年で過年災として実施することになったことから大幅な減額なってございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第28号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第29号、専決処分（第4号）の承認を求めるについて、五城目町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの4ページをお願いいたします。

議案第29号、専決処分（第4号）の承認を求めるについて、五城目町町税条例の一部を改正する条例、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、それから地方税法施行令の一部を改正する政令、そしてまた地方税法施行規則及び航空燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が公布されまして、令和6年4月1日から施行されることに伴いまして、当該条例の関係部分の一部改正について、令和6年3月30日付けをもって専決処分したものでございまして、報告し承認を求めるものでございます。

主な改正点であります定額減税と固定資産税の特例の2つについてご説明いたします。

1つ目の定額減税でありますが、令和6年分の個人住民税の特別税額控除などに関する

る規定が新たに加えさせていただいております。賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和しまして、デフレ脱却のための一時的な措置としまして、令和6年分の個人住民税所得割額から納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の定額減税を実施するものであります。この改正文につきましては、議案綴りの7ページから14ページにわたりますけれども、14ページまでの第5条の5、第5条の6、第5条の7の、この条文に規定させていただいている。なお、その次にあります第5条の8につきましては、来年度、令和7年度の控除に関するものとなってございます。

2つ目となります土地にかかる固定資産税の特例に関するものでございますが、令和6年度の評価替えに伴いまして負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置を3年間延長するというものでございます。この改正文につきましても、議案綴りの15ページから16ページまでの2ページにわたりますが、附則第9条から附則第13条第2項までの条文に規定させていただいております。

かなりの量がございますけれども、以上が説明となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第29号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第30号、専決処分（第5号）の承認を求めるについて、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの19ページをお願いいたします。

議案第30号、専決処分（第5号）の承認を求めるについて、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、先ほどの町税条例と同じでございますが、地方税法等の一部を改正する法律、それから地方税法施行令の一部を改正する政令、そして地方税法施行規則及び航空燃料

譲与税法施行規則の一部を改正する省令が公布されまして、令和6年4月1日から施行されることに伴いまして、当該条例の関係部分の一部について、令和6年3月30日付けをもって専決処分をしたものでありまして、報告し承認を求めるものでございます。

続きまして、議案綴りの21ページをお願いいたします。

改正の内容をご説明します。後期高齢者の支援金等課税額にかかる賦課限度額を、改正文にありますとおり「22万円」から「24万円」に引き上げるとともに、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずるべき金額を、この「29万円」から「29万5,000円」に引き上げまして、もう一つ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして被保険者等の数に乗すべき金額を、これは「53万5,000円」から「54万5,000円」に引き上げるものでございまして、考え方としまして、経済動向を踏まえまして低所得者の軽減判定の所得を引き上げた内容となっております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第30号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第31号、専決処分（第6号）の承認を求めるについて、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの22ページをお願いいたします。

議案第31号、専決処分（第6号）の承認を求めるについて、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに

伴いまして、関係条例の整備に関する条例について、令和6年3月31日付けをもって専決処分をしたものであります、報告し承認を求めるものでございます。

続きまして24ページをご覧いただきたいと思います。

改正の内容でございますけれども、地方自治法の一部を改正する法律がありまして、町の監査委員条例、それから町の水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の本文におきまして、法律のほうで参照している、法律から参照している条項にそれが生じたことから、この2つの条例の一部を改正するものでございます。

なお、この改正後の地方自治法の243条の2の8第3項、それと第243条の2の8の第8項というのは、職員の賠償責任に関する規定となっております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第31号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第32号、専決処分（第7号）の承認を求めるについて、五城目町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの25ページをお願いいたします。

議案第32号、専決処分（第7号）の承認を求めるについて、五城目町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布されたことに伴いまして、関係する4つの条例の一部改正について、令和6年3月31日付けをもって専決処分をしたものであります

て、報告し承認を求めるものでございます。

改正する4本の条例は、一部を改正する条例、今回ご提案させていただいている中においては、それぞれ第1条、第2条、第3条、第4条として整理をさせていただいております。第1条関係については、議案綴りの27ページから約10ページ、38ページが第1条ということで1本目の条例の改正となりますし、第2条というのが38ページから42ページなどとなってございます。

それで、この長い改正文でございますが、主な改正内容について3つほどご説明させていただきます。

1つ目でございますが、指定地域密着型サービスの管理者が兼務することができる事業所等の範囲を明確化させていただいたことが1つ。

そして2つ目になりますが、利用者等に対する身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけたことでございます。

3つ目でございますが、指定居宅介護支援事業所ごとに配置しております介護支援専門員の人数に関する基準を見直しております。

そのほか所要の改定を行うため、それぞれの条例を改めております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第32号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第1号、令和5年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴の52ページをお願いいたします。

報告第1号、令和5年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由、

内容を説明させていただきます。

令和5年度一般会計予算を令和6年度へ繰り越して執行する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、繰り越した予算の計算書を報告するものでございます。

次のページの53ページをお願いします。

表題が令和5年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書となってございますが、この表をご覧いただきたいと思います。

合わせまして10の事業について、翌年度繰越額、財源内訳などを載せてございます。

1つ目ですが、4款3項、事業名が一般廃棄物埋立処分場管理運営費となってございますが、これについては、翌年度繰越額が3,432万円で、地方債が3,430万円、一般財源が2万円というふうに記載させていただいております。

全ての事業は説明しませんが、合計欄をご覧いただきたいと思います。10本全ての翌年度繰越額というのが合わせまして12億315万3,000円で、一般財源は8,953万2,000円となってございます。この一般財源につきましては、令和5年度における決算額の中の歳入歳出の差し引き残額を充てるということになります。それから、既収入特定財源70万円が記載されてございますけれども、これは地方債、町債でございまして、5年度に借り入れております。

次のページ、裏ページになりますが、54ページは、この繰越明許費の予算書となる附属資料となってございます。

以上のとおり計算書をご報告申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第1号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第2号、令和5年度五城目町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの 55 ページをお願いいたします。

報告第 2 号、令和 5 年度五城目町一般会計事故繰越し繰越計算書についてでございます。

令和 5 年度一般会計予算のうち、避けがたい事故のため当該年度内に支出の終わらなかつたものを令和 6 年度へ繰り越して執行する経費について、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づきまして、繰り越しした予算の計算書を報告するものでございます。

次のページ、56 ページをお願いいたします。

そこに令和 5 年度五城目町一般会計事故繰越し繰越計算書を載せてございますが、その表をご覧いただきたいと思います。これについては、2つの事業について支出負担行為額、翌年度繰越額、財源内訳などを載せてございます。

説明欄をご覧いただきたいと思いますが、令和 5 年 7 月の大震災による工事の遅れということで、前の年の災害の工事でございまして、昨年の 7 月の災害がこの工事の施工にちょっと影響を与えたという意味で捉えていただければと思います。これも、この事故繰越しの理由がこれでございます。

で、下のほう、11 款 1 項の事業名が現年災害復旧事業繰越でございますが、これは林道施設にかかるものでございまして、翌年度繰越額が 3,292 万 8,200 円、それから 11 款 2 項の事業名、現年災害復旧事業繰越は公共土木にかかるもので、翌年度繰越額は 1,265 万 7,700 円であります。2つの事業の合計額でございますが、4,558 万 5,900 円で、一般財源が 609 万 6,900 円となってございます。この一般財源についても、先ほど報告第 1 号でお話したとおり、決算における歳入歳出差し引き残額の財源を充てるものでございまして、既収特財の 260 万円についても、先ほど同様、地方債でございまして、令和 5 年度に借入れ済みとなってございます。

次のページ、57 ページは、繰越明許費の予算となる附属資料となってございます。

以上のとおり計算書をご報告申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託すること

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第2号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第3号、令和5年度五城目町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの58ページをお願いいたします。

報告第3号、令和5年度五城目町水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

令和5年度水道事業会計予算を令和6年度へ繰り越して使用する繰越額につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして、繰り越した予算の計算書を報告するものでございます。

次のページ、59ページをお願いいたします。

繰越計算書を載せてございますが、その表をご覧いただきたいと思います。

1款1項、事業名が五城目浄水場高圧受変電設備修繕となってございますが、これにつきまして、翌年度繰越額を440万円としまして、説明欄のほうにありますが、製品制作に時間を要したことによるということで、この事故繰越となった理由を付させていただいております。

次のページ、60ページは、繰越明許費の予算書となる附属資料となっております。

以上のとおり計算書をご報告申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第3号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第4号、令和5年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの 6 1 ページをお願いいたします。

報告第 4 号、令和 5 年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明いたします。

令和 5 年度下水道事業会計予算を令和 6 年度へ繰り越して使用する繰越額につきまして、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、繰り越した予算の計算書を報告するものであります。

次のページ、6 2 ページをご覧いただきたいと思います。

表が 2 つございますけれども、その 1 つ目、1 の建設改良費の繰越のほうからご説明します。

1 款 1 項、事業名、流域下水道建設費負担金、いわゆる県営事業の負担金でございますが、翌年度繰越額を 159 万 3,000 円としております。説明欄には、国の補正予算に対応したことなどによるということでございますが、県のほうで国の補正予算を使って事業を進めるということでこういう形になってございます。

それから、下のほうになりますが、2 の事故繰越額という表がございますが、そこについては、1 款 1 項、事業名が内水浸水対策事業、いわゆる内水浸水想定区域図の作成業務の関係でございますが、これについて翌年度繰越額を 1,410 万 2,000 円としまして、説明欄には先ほどの下水道と同じような形でございますが、これについても 7 月の大霖に遭って、その後、国の補正予算を使いまして事業を進めた関係で、こういう記載となってございます。

2 つの事業合わせまして、翌年度繰越額というのは 1,569 万 5,000 円となつてございます。

次のページ、6 3 ページには、繰越明許費の予算書となる附属資料となつてございます。

以上のとおり計算書のご報告を申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第4号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第33号、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

議案第33号、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、この数年来続いております物価高騰の影響を鑑みまして、国の減税対策などによる定額減税により控除しきれない世帯への調整等給付金や、新たな非課税世帯への給付金の支給、そしてまた65歳以上の方々などを対象としました新型コロナウイルス定期接種に対する支援、それからまた昨年の大雨災害の検証結果などを踏まえまして地域防災計画の改正、そしてまた廣徳寺橋の下部工と上部工の工事を過年災害事業、復旧事業として令和6年度予算で実施するために予算措置の置き換えなど、その他また人事異動などに伴う職員数の減を補うための会計年度任用職員にかかる経費などを計上させていただいております。

はじめに、この1ページにあります第1条に補正額を載せてますが、歳入歳出それぞれ8億3,661万9,000円を追加しまして、補正後の歳入歳出予算総額を70億7,361万9,000円とするものであります。

次に、第2条の地方債の補正でございますが、災害復旧などにかかる起債の限度額を補正するものでございまして、詳細説明は省略します。

それでは、すいません、補正の内容について歳入からご説明申し上げます。

8ページをお開きください。14款1項2目災害復旧費国庫負担金の1節05の過年林道施設災害復旧費負担金の補正でございますが、令和6年度に繰り越した繰越事業でございますが、国の負担金が6年度に交付されるということになりました1,756万円を増額補正するものでございます。同じく2節の02過年度災害復旧事業費負担金の補正でございますが、廣徳寺橋の災害復旧事業の国の負担金が6年度に交付されたこととなつたため、4億6,249万9,000円を増額するものでございます。

続きまして10ページをお願いいたします。14款2項1目でございまして、総務費

の国庫補助金です。3節の01デジタル基盤改革支援補助金の補正でございますが、国のシステムの標準化を実施するための財源としまして2,422万2,000円を増額補正するものでございます。下の5節01の地方創生臨時交付金の補正は、国の定額減税、そして調整等給付金を支給するための財源としまして8,505万6,000円を増額補正するものでございます。同じく6節の01社会保障・税番号制度システム整備費補助金の補正は、マイナンバー制度対応の中間サーバーの更新を実施するための財源として261万9,000円を増額補正するものでございます。

次のページ、12ページをお願いいたします。15款2項3目衛生費県補助金ですが、1節の02予防接種事故処理費補助金は、給付額の改定によりまして今回13万1,000円を増額補正するものでございます。

次に、14ページをお開きください。18款2項1目財政調整基金の繰入金でございますが、2億143万3,000円の補正となってございますが、これは今回の歳出の補正に見合う財源に充てるため増額補正したものでございます。

なお、この財調基金の基金の残高でございますが、この5月31日現在で10億282万3,000円となっております。今回は、この10億からこの2億1,000万円ほどを取り崩すという補正となってございます。

次に、16ページをお開きください。20款6項5目の納付金でございます。5節の01のコミュニティ事業助成金の補正でございますが、自治総合センター、宝くじの関係になりますが、これによりまして上高崎町内会の事業が採択されたことから、その助成金について219万9,000円を補正するものであります。

次のページ、18ページをお願いいたします。21款1項4目の土木債1節の01道路橋りょう整備事業債の補正でございますが、当初計画しておりました昭辰橋の長寿命化事業のための実施設計額を、これを取りやめて恋地大橋の詳細調査業務を実施することとしておりますが、今回行う調査業務に関しては起債の対象とならずということで520万円を減額しております。同じく5目災害復旧債でございますが、1節09の過年林道の施設災害復旧事業債の補正は、先ほど14款の負担金でもお話ししましたが、国の負担金が6年度に交付されることとなったため、その補助金の補助裏に充てるため起債としまして260万円を増額させていただいております。同じく下の2節の02の過年公共土木施設災害の復旧事業債の補正ですが、これも廣徳寺橋にかかるものでございまして、補助裏に充てるとして4,350万円を増額させていただいております。

以上が歳入、一般会計の歳入の説明となりまして、続いて歳出をご説明します。

20ページをお願いいたします。2款1項総務管理費でございます。1目の0004の電算業務費の補正でございますが、国のシステムの標準化に伴う経費及びマイナンバー制度対応の中間サーバー更新関係の経費が主なものでございまして、秋田県の町村電算共同組合への負担金などでございまして、2,324万8,000円を増額補正するものでございます。同じく2目の0001文書管理費の補正でございますが、議会議員、それから監査委員用のタブレットを更新するための経費としまして245万7,000円を補正するものでございます。同じく4目の0001会計管理費の補正でございますが、出納室の業務を補うための会計年度任用職員1名分にかかる経費として184万8,000円を補正するものでございます。同じく5目の0002庁舎管理費の補正は、庁舎の故障したブラインドを購入する経費として8万4,000円を計上してございます。同じく6目の0001企画費一般の補正でございますが、先ほど歳入で申し上げましたコミュニティ助成の採択ということで、上高崎町内会に対する補助金219万9,000円を補正するものでございます。同じく0005の地域活性化支援センターの補正でございますが、敷地内の道路舗装補修、それから高圧機器の交換補修工事を行うということでの経費、合わせて221万円を増額補正するものでございます。11目の0004健康福祉課関係の補正でございますが、令和5年度下期分の出産子育て応援交付金の事業費の精算によりまして、国庫補助返還金として今回6万7,000円を増額補正するものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。2款2項の徴税費でございます。1目の0002が定額減税調整給付金等事業及び0098の職員人件費の補正は、国の定額減税事業を実施するために減税しきれない額を調整等給付金として納付するための経費及び職員の時間外手当でございまして、それぞれ5,900万6,000円と60万円を増額補正するものでございます。

24ページをお願いします。2款3項の1目0001戸籍住民基本台帳費の補正は、住民生活課の業務を補うための会計年度任用職員1名分にかかる経費でございまして、215万6,000円を増額補正するものでございます。

26ページ、次のページになります、26ページをお願いします。3款1項社会福祉費の1目の0007新たな非課税世帯等給付金事業及び0098の職員人件費の補正は、国の定額減税事業を補うための事業でございまして、令和5年度から新たに非課税また

は住民税均等割のみの世帯になった世帯に対する10万円の給付、そしてまた、この世帯に属する18歳以下の子ども1人につき5万円の給付を行うために必要な経費、それから時間外手当でございまして、それぞれ2,535万円と10万円を増額補正するものでございます。同じく3目の0001後期高齢者医療費の補正ですが、後期医療特会におけるマイナンバー保険証がスタートするということで必要となる被保険者に対する一斉更新のお知らせにかかる郵便料の財源の繰り出しとして37万2,000円を増額補正するものでございます。4目の0001が防犯防災対策費の補正でございますが、地域防災計画の改定にかかる業務処理等委託料として572万円を増額補正するものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。3款6項の国民健康保険費でございます。1目の0006の事業費等繰出金の補正でございますが、これも後期高齢者特会と同じく、国保特会におけるマイナンバー保険証がスタートするということで被保険者に対して一斉更新のお知らせにかかる郵便料への財源の繰り出しとしまして28万8,000円を増額補正するものでございます。

30ページにつきましては、4款1項保健衛生費でございまして、1目の0002の介護保険支援センターの施設管理費の補正でございますが、敷地内の枯れて危険になっている樹木の伐採、そして撤去にかかる経費となって8万3,000円を補正するものでございます。同じく0004の予防接種の補正は、新型コロナワクチンの定期接種に対する支援、それから予防接種の事故にかかる給付金改定に伴う経費と合わせまして1,162万9,000円を増額する補正でございます。同じく0005の保健事業費の補正是ゼロ円でございますが、これにつきましては、国の補助金が充てられたということで財源の変更の補正となっています。

次に、32ページをお願いします。6款1項の農業費の5目の0001農地費一般の補正でございますが、農林振興課の業務を補うための会計年度任用職員1名分にかかる経費として208万4,000円を増額補正するものでございます。

続きまして34ページをお願いします。8款2項の道路橋りょう費の2目の0001でございますが、現在片側交互通行となっております恋地大橋の交通規制用の機材にかかる経費ということで、合わせまして220万1,000円を補正しております。同じく3目の0001の地方道路整備事業の交付金の補正でございますが、歳入でもお話ししましたとおり昭辰橋にかかる実施設計を恋地大橋の詳細設計業務に置き換えるわけです

けども、そのための経費がまだ不足ということで442万4,000円を増額するものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。8款4項の都市計画費でございまして、2目の0001街路維持補修事業の補正でございますが、街路樹の健全な管理を推進するために設置する管理計画策定委員報酬、それから樹木の伐採処理などを合わせまして52万9,000円を補正するものでございます。

次に、38ページをお願いします。8款5項住宅費の1目の0002の住宅管理運営費でございますが、住宅の修繕、合わせて住宅管理業務をサポートしていただくための会計年度任用職員1人分についての経費を合わせまして539万1,000円の増額補正でございます。

40ページをお願いします。9款1項の消防費でございますが、1目の消防署費の補正は、気象観測の湿度発信機の修繕、それから消防庁舎の仮眠室の設備の修繕と合わせまして52万6,000円を増額補正するものでございます。3目の0001の消防施設費一般の補正でございますが、高樋消済の解体費にかかる経費を143万円増額補正させていただいております。

ページは50ページまで飛びます。50ページの11款2項の公共土木施設災害復旧費でございます。1目の0002過年災害復旧事業でございますが、廣徳寺橋の復旧工事において国の負担金が6年度に交付されるということで、本年度予算に過年度災害復旧事業として予算措置の置き換えるような補正となってございます。合わせまして、この廣徳寺橋に関して国交省との設計などに関する協議が今後見込まれるということで、合わせて関係する経費6億7,924万8,000円を増額補正をさせていただいております。

教育委員会関係の補正予算については、この後、教育長がご説明いたします。

私のほうで申し上げました内容について、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いしまして、私のほうからのご説明を終わります。

○議長（石川交三君）　畠澤教育長

○教育長（畠澤政信君）　教育委員会関係の一般会計補正予算の概要について申し上げます。

歳出についてご説明申し上げます。

36ページをお願いします。8款4項5目公園管理費0001雀館運動公園管理費1

68万4,000円の補正は、会計年度任用職員採用に伴う職員報酬、職員手当、旅費などの経費であります。

42ページをお願いいたします。10款1項4目外国青年招致事業費0001外国青年招致事業費36万5,000円の補正は、7月31日で任期満了となるALT、フェル・ゾーイ・アバデニスさんの退任に伴う帰国費用及び新規ALTの着任に伴う旅費、需用費などの経費であります。

44ページをお願いします。10款3項1目中学校管理費0001管理費一般6万6,000円の補正は、五城目第一中学校の体育館へ新たに設置するAEDのリース料であります。

46ページをお願いします。10款4項2目社会教育施設管理運営費0002山村開発センター19万円の減額補正は、圏民体育館事業への予算置き換えをするものであります。同じく0003馬川地区公民館96万6,000円の補正は、空調設備の改修工事費であります。同じく0009北部地区コミュニティ施設19万8,000円の補正は、新おせど会館のエアコンの修繕料であります。

48ページをお願いします。10款5項1目保健体育総務費0001保健体育総務費一般9万円の補正は、スポーツ推進委員の活動経費であります。また、部活動の地域移行にかかる報償金と補助金につきましては、部活動と指導者の関係を維持し、円滑かつ効率的な予算執行を図るため、予算の置き換えをするものであります。同じく3目保健体育施設管理運営費0001圏民体育館19万円の補正は、山村開発センターからの予算の置き換えによるものであります。

以上、6月補正予算について、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 今説明ありました予算については委員会でじっくりやりたいと思いますが、今回6月定例会で町長が行政報告されました部分について、ちょっと理解できない部分がありますのでお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

行政報告の4番目になりますけれども、4ページ目になりますけれども、魁新聞の5月の中旬以降にも載っておりましたが、町長はじめ、前におります松浦議員も含めてテープカットされておりました。それまあ私、新聞の中身を見ますと、非常に素晴らしい事

業でありまして、よくやったなど、こういうような思いでございますが、思いますが、4月の12日に町長が役場の中で契約を締結しております。それ、その中身が果たして何であるか何も言わないで、民間と、まあファンド側と契約されたのか。また、松浦議員のほうのラボのほうと締結されたのか。その辺の中身が何にもないので。ただ、行政報告によりますと、まあ何てことない、休眠の貯金を使うんだと、こういうふうな、ある意味有効活用になるわけですけれども、非常にまあお粗末に説明されたんじゃないかなと、こういうふうに思います。あそこはやっぱり本当に事業そのものが素晴らしい事業でありますので、もうちょっとやっぱり濃厚な契約の仕方、契約の中身についても報告するべきでなかったのかなと、こう思うんです。委員会ではどこまで入っていくか分からないので、本会議場でやっぱり皆さん、町長、副町長、総務課長いるところでこれを伺っておかないと、ずっと、これはやっぱりずっと疑義残るんでないかなと、こういうふうに思います。

そこで、その辺の対応の仕方、なぜわざわざたった4行で収めたのか。これはちょっと問題あるんじゃないかなと。わざとスルーするようにしたのかなと。あんなアバウトな報告でいいのかなと。これは3,800万円の大変な額でしょう。この額、普通の事業では考えられない。それがまず一個人が契約したと思われないので、これは新聞見ますと、我々新聞の情報しかないわけですけれども、昨年の11月以降からスタートしてあったように書いてありました。それなのに、この新年度、この6年度に入ってから契約してですよ、3月議会でも十分審査できる内容だったんじゃないかなと思います。町の予算使わないからいいっていうもんじゃなくて、町長が民間と契約してるんですから、これはやっぱり報告してもらわなきゃならないと、こう思うんですけども、その辺どうでしょうか。まず1回お答え願いたいと思います。

○議長（石川交三君） 石井まちづくり課長

○まちづくり課長（石井忠大君） お答えします。

今回のみんなのコードという非営利団体、そちらのほうと協定を結ばせていただいた関係なんですが、一応行政が行う子どもの居場所づくりとか放課後の教育のあり方とか、いろいろ行政のほうでやっているものもあるんですが、今回は休眠預金を利用して民間同士がそういった子どもの居場所づくりっていう部分について事業を行うということで、町から、先ほど館岡議員がおっしゃったとおり3,800万円言いながらも、町からはまずお金のほうは出てないわけですが、そういった民間事業者が頑張ろうとしてるこ

とに対して町としても協力体制、そういうものを築き上げていきたいというところから協定を結ばせていただいたところであります。

以上です。

○議長（石川交三君） 14番

○14番（館岡隆君） 課長、まあ課長はそれ以上は答弁ならないと思うんですけども、まさにこの3,800万円、休眠貯金とこう書かれてると、ついついまあ、ある意味あまり関係ないような感じするわけですけれども、普通のクラファンっていいますか、クラウドファンディングと違って、普通のクラファンについては意識があって、あ、彼に頑張ってもらいたい、あの事業に参画したいという思いでファンドに協力するわけですけれども、今回については何てことない、休眠貯金ですから全く責任のないところから出てる、まあ出てるっていうか、これ政府で決めたことでしょうけれども、出したほうも、この法人も本当の株式会社でもない、まあNPOか何かだったと思うんですけども、これをまあいい具合に松浦議員が見つけてきたっていうか情報を取ってですね、こうやったのはすごいことですけれども、契約したという中身はどういうふうな契約書なってるんですか。それ、契約、判子押したんでしょう。新聞によりますと町長と向こう側のファンド側と写真載っておりましたから、これはやっぱりその中身について、課長が説明した以上の中身、本人いらっしゃるわけですから、町長からどのような状態の契約書であったか、それを教えていただきたいと思います。

それで、もう一つ、これは副町長ですけれども、その3,800万円もの事業を、こんなまるつきり、まあかなり頑張ってこのぐらいの額があったかもしれません、その根拠たる数字はどっから出てるのか。何かしら、例えば町の裏付けがなければファンド先の方が動かなかったか、契約書には、いや、これは心配なく町でサポートしますよというふうな契約書だけだったのか。それとも資金が足りなくなれば町で出しますよというのかどうか。それらのやっぱり話はしてるんでないかなと思うんですよ。3,800万円來たから来年は1,000万円くるって、そういうもんではないと、こういうように思うんですよ。3,800万円の使い道は何ですか。もうその辺ちょっと、これがまあ当事者といいますか、松浦議員いるところで審査するのも何ですけれども、例えば五城館の経営されておった、経営に参画しておった荒川議員、荒川議員は、この質疑、審査しての段階では、やっぱりこっから、席から離れてるんですよ。退席してるんですよ。そういう状況ならないと、やっぱりある意味個人を目の前に置いて私が申し上げてるのは

ちょっとあれですが、ともかく町長からはっきりした契約書の中身を、今後のサポート体制を教えていただきたいと、こういうように思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 私の行政報告の中にも書いてありますけども、4ページご覧なっていただきたいと思います。その中で、内容に関してはデジタル人材の育成と子どもの居場所づくりに関する、そういうその内容で協定を結んだということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 14番

○14番（館岡隆君） 町長、それは書いてあるから分かりますよ。だから素晴らしい事業だと私も評価しますよ。これはすごいことだなと、こういうように思ってますよ。でありますけれども、昨年11月からスタートして、恐らく年度末で決まってて、契約書が、契約が4月の12で、新聞に載ったのが4月の18、5月の18でしたか。いずれテープカットまで町長がして、契約書も交わして、この契約書の中身がどうであったかですよ。今回3,800万円出してくれた休眠貯金のファンド側は、今後も出てくるのか、このお金が。そのお金がまず3,800万円プラスの、来年はプラス2,000万円、3,000万円と出てくるのかどうか。だったら町の事業にも使ってもいいぐらい、町行政側が。今回松浦議員が素晴らしい、ある意味ヒットですよ、3,800万円の事業だから、立ち上げるんですから。普通では、町長に企業誘致しなさいと言ってもなかなかできないことをバンと彼がやってしまった。やってくれたんですよ。それは歓迎しますよ、そこの部分については。ただ彼が議会議員の名刺で、議員の力で、それらに対して対応てきて、それで町長も対応して、町長もそれにサポートしてるという契約書書いてある。果たしてそれでいいのかどうか。それをオープンにしなきゃ、そうでしょう。我々何にも知らない、新聞見るしかないんですよ。それ言わないで、なに、子ども・子育てのそこの部分は、それは、これはその事業の中身でしょう。あなたと契約書はどういった判子押したのってことだ。五城目町長 渡邊彦兵衛って、どうやって判子押したの。それ聞いてるんですよ。当然、副町長も立ち会ってるでしょうし、その辺を伺っておかなきゃならない。これはっきりしてもらいたいですよ。まず答えるんだつたら答えてください。

○議長（石川交三君） 石井まちづくり課長

○まちづくり課長（石井忠大君） はじめから申しますと、もともと令和5年の休眠預金

の法律の改正というものがありますて、10年以上使われてない預金口座、そういったものの休眠預金というんですけど、それらのお金を使って内閣府のほうで事業のほうを進めております。それで、事業を受け取った会社が特定非営利団体のみんなのコードさんというところでして、そこが事業を行う際に、子どもの居場所づくり、テクノロジー関係、そういったものに対する支援を内閣府のほうで行うっていう時に、そのみんなのコードさんがその事業を引き受けた段階から松浦議員のいる会社などが、たぶんコンペ方式だったとは思うんですけど、そこで事業の採択を受けたっていうところあります。で、町においては、そういったテクノロジー関係の勉強について、子どもたちっていうのはできる子どももいれば、家が裕福なところで物が揃ってる、そういった家庭もあったら、そうじゃない家庭もある中において、やはり平等性を保つっていう意味で、みんなの、その松浦議員の行っている仕事は、そのみんなのコードさん、内閣府から直接委託したそのみんなのコードさんのほうでそういった採択をしたものと思われます。ていうか、その辺の答えっていうのは、みんなのコードさんじゃないと分からぬんですけど、そういういたものだと思っております。で、民間がそういった事業を頑張ろうとしている中において、町としても応援していく体制でありたいというところで協定のほうを締結させていただいております。

以上であります。

- 14番（館岡隆君） 議長、最後。最後。
- 議長（石川交三君） 3回目過ぎましたが。
- 14番（館岡隆君） え。
- 議長（石川交三君） 3度目過ぎました。
- 14番（館岡隆君） だから最後だ。
- 議長（石川交三君） 14番
- 14番（館岡隆君） 課長の言うことは十分分かる。内閣府も休眠貯金も全部分かるけれどもですよね、今、くしくも課長答えたように、答えの中で言いました。松浦議員の会社とこう来ました。会社ですよ。会社って今あなた言ってしまったんですよ。会社だから当然利益を追求しなきゃならない。そうでしょう。それ松浦議員が趣味でボランティアではやるわけないでしょう。できないでしょう。松浦議員の、3,800万円の中から松浦議員のやっぱり報酬もなければ、とても動けないでしょう。そうでしょう。それをだから町長と一緒に協定書を結んだっていうのが不思議だっていうことですよ。あつ

てはならないことですよ。いや、民間と民間の、まあお互いに何というか法人同士握手して事業やってくのは、まあいいでしょう。もともと休眠貯金の関係で金使ってもいい状況だったかもしれない。そのファンダントがですよ、ある意味、休眠貯金だからいいってもんじやないって、こう思うんですよな。法律的に決まったからどうしようもないけれども、普通の、さっきも言いましたけれども、クラファンは、意識があって、あの会社、この人、あの人って、こういうことで入れてきてるでしょう。今回のこれは誰の貯金か分からなくなってるから、誰かの貯金ですよ。まあ休眠してるけれどもね。そうでしょう。だからいいってもんじやないっていうことですよ。本当、さっきも言いましたけれども、課長が松浦議員の会社とこういうふうな表現されましたから、会社ですから、当然まあその中から利益も追求しなきゃならないんですよ。10歳から18歳まで無料と書いていましたが、それ以外は金かかるでしょう。金もらわなきゃならないでしょう。非営利でないでしょう。金もらうんでしょう。そうなってるんですよ。それを、まあ本当に素晴らしい事業だから町長も契約したい、握手したいという気持ちは十分分かるけれども、我々が分かるように説明しなければ、せっかくの事業がダーティーですよ。グレーですよ。そんなことでうまくないでしょう。堂々と言えるように、松浦議員も明るくいけるようにしてあげなきゃならないでしょう。それやらないで何かグレーダよと、こういうふうな状態ではうまくないからここではっきりしないってこと言ってるんですよ。最後の質問と言ったのでこれ以上質問できませんが、それはやっぱり町長、やっぱりここはどつかの委員会にかかるんでしょうから、これらについてやっぱりはっきりしてもらいたいね。松浦議員にも堂々と歩けるようにしておかなきゃね。これはやっぱりダーティーですよ。グレーですよ。これは、やっぱりこれをみんなが知らないふりしてて、いい子なってて、みんなきちんとして何も言わない。これではダメですよ。やっぱり松浦議員のいいところと、やっぱり言ってもらいたいところと隠しておく、いや隠さなくてもいいでしょう、行政と手結ぶっていうぐらいですから。でしょう。これはまず町長としても指導しなきゃならないし、その時点で。それ何にもしないで、よかったですなって、テープカットだなって、そんなもんないと。これはまあ言っておきます。委員会どっちに行くか、いずれお願ひいたします。

○議長（石川交三君）ほかに。議案第33号について質疑ござりますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君）本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第33号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

---

午後 3時30分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 一般質問の中で、ボキャブラリーが足りなくて、語彙が足りなく差別用語を使ったようでございます。議事録並びに録画からも訂正を、削除をお願いしたいと思います。大変申し訳ございません。

○議長（石川交三君） 後刻、議事録を精査して、議長をして調整いたします。

次に、議案第34号、令和6年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の57ページをお願いいたします。

議案第34号、令和6年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化にかかるシステムの改修及び通知発送などを行うため、関係経費について国庫補助金及び一般会計からの事務費繰入金を財源として補正するものでございます。

第1条にありますように、補正額は、歳入歳出予算それぞれ300万円を増額しまして、歳入歳出予算総額を11億9,550万2,000円とするものでございます。

詳細の説明は省略しますが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第34号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第35号、令和6年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の71ページをお願いいたします。

議案第35号、令和6年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化にかかる保険証等の一斉更新発送を行うため、発送経費のみでございますが、これについて一般会計からの事務費繰入金を財源として補正するものでございます。

71ページの第1条にありますように、補正額は、歳入歳出それぞれ37万2,000円を増額しまして、歳入歳出予算総額を1億5,949万1,000円とするものでございます。

内容の説明は省略します。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第35号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第36号、令和6年度五城目町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の81ページをお願いいたします。

議案第36号、令和6年度五城目町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、浄水場のエンジンポンプなどの購入、それからアクセレーターの排泥処理業務委託、そしてまた照明器具修繕、それからまた敷地内の枯れた樹木の伐採処理など、浄水場の管理運営にかかる経費を補正するものでございます。

第2条に掲げてございますが、収益的収入及び支出の補正のところでございますが、補正額は、収益的支出の第1款第1項営業費用を164万4,000円増額補正するものでございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第36号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第37号、令和6年度五城目町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の87ページをお願いいたします。

議案第37号、令和6年度五城目町下水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方債の一部を改正する政令によりまして資本費平準化債にかかる対象が拡充されたことなどに伴いまして、企業債の補正を行う内容となってございます。

第2条をご覧いただきたいと思いますが、収益的収入及び支出の補正となつてございます。補正額は、収益的支出の支払利息を対象として充当する資本費平準化債の算定基

準が見直されたことに伴いまして、その企業債を1, 600万円から580万円に1, 020万円減額する補正となっております。

次の第3条が拡大分になりますけれども、3条の資本的収入及び支出の補正となっておりますが、補正額は、資本的支出の企業債償還金に、まあ元金の部分になりますが、償還金に充当する資本費平準化債の算定対象が先ほどの政令によりまして拡充されたことに伴いまして、第1款第1項企業債を3, 220万円増額補正するものでございます。

次のページ、88ページをお願いいたします。

第4条として企業債の補正となってございます。資本費平準化債の対象となる経費が利息のほう、それから元金のほう変わりまして、借入れ限度額を2, 200万円増額しまして1億10万円とする内容となってございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第37号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

本日まで受理した請願、陳情は、請願陳情文書表のとおりに所管の常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

各常任委員会開催のため、これで散会いたします。ご苦労様でした。

---

午後 3時40分 散会